



清原地区説明会(第2回)

宇都宮市が目指す将来の姿
「ネットワーク型コンパクトシティ」
具体化のための計画つくりについて

住めば
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA

平成29年1月11日(水)
都市整備部 市街地整備課
都市計画課

120th
anniversary
10th
市制120周年・市町合併10周年
120年の感謝と絆 ともに未来を考え
いつまでも輝く うつのみや
UTSUNOMIYA CITY 2016

<内 容>

- 1 前回説明会の振り返り
- 2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性
- 3 公共交通ネットワーク形成の取組み
- 4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた
『立地適正化計画』
- 5 今後の進め方

<内 容>

【説明会の内容】

計画内容が市民生活に密接に関係するためご理解をいただきながら

段階的に策定

第1回（平成28年8月～10月）

- ☞ ①『ネットワーク型コンパクトシティ』を進める背景・概要
- ②公共交通ネットワーク形成の取組
- ③拠点形成の取組（『立地適正化計画』等の概要）など

【今回】第2回（平成29年1月）

意見を踏まえ
具体化
(拠点形成など)

- ☞ ネットワーク型コンパクトシティ具体化のための『立地適正化計画』等について（その1）
 - ① 日常生活に必要な施設を誘導する区域
 - ② 誘導する具体的な施設
 - ③ 民間施設を誘導するための施策 など

第3回以降（平成29年度以降）

居住誘導
区域等の
具体化

- ☞ ネットワーク型コンパクトシティ具体化のための『立地適正化計画』等について（その2）
 - ① 居住誘導区域の考え方
 - ② 居住誘導区域
 - ③ 居住を誘導するための施策 など

1 前回説明会の振り返り

【地域別説明会(第1回)の開催状況】

項目	概要
開催時期	平成28年8月から10月上旬
目的	市が目指す『ネットワーク型コンパクトシティ』やその具体化計画である「立地適正化計画」の必要性や、日常生活を支える機能を誘導する区域などの考え方などについて、ご意見を伺うため実施
開催方法	市内18ブロック(計20回実施)
参加者数	376名(19人/回)

1 前回説明会の振り返り

【清原地区説明会(第1回)】

- ・開催日:平成28年8月19日(金)午後6時30分から
- ・場所:清原地区市民センター
- ・参加者数:16名



1 前回説明会の振り返り

【地域別説明会(第1回)でのご意見】

「ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりによって住んでいる地域がどのように変わらるのか具体的に示してほしい

LRTや路線バス、地域内交通など、公共交通ネットワークと拠点形成などのまちづくりとの連携した取組を具体的に示してほしい

将来を見据えたまちづくりは大変重要であり早急に進めてほしい



本日は、これらのご意見を踏まえた検討内容と、**将来のまちの形や生活がどのように変わらるのか**などについて説明

目指すまちの「つくり」
「ネットワーク型コンパクトシティ」って何？

2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

21世紀の半ば(2050年)を見通した長期的なまちづくりの構想

・これまで私たちが暮らす「宇都宮市」は、人口増加や経済の発展、マイカーの普及など、時代の移り変わりに合わせ市街地を拡大

・今後、**人口が減少**し、自動車を自由に使えない**高齢者が増える**中では、今のままのまちの形では暮らしにくい状況を生み出す

・まちの形を、長い時間をかけて、少しずつ暮らしやすい形に変えていく必要

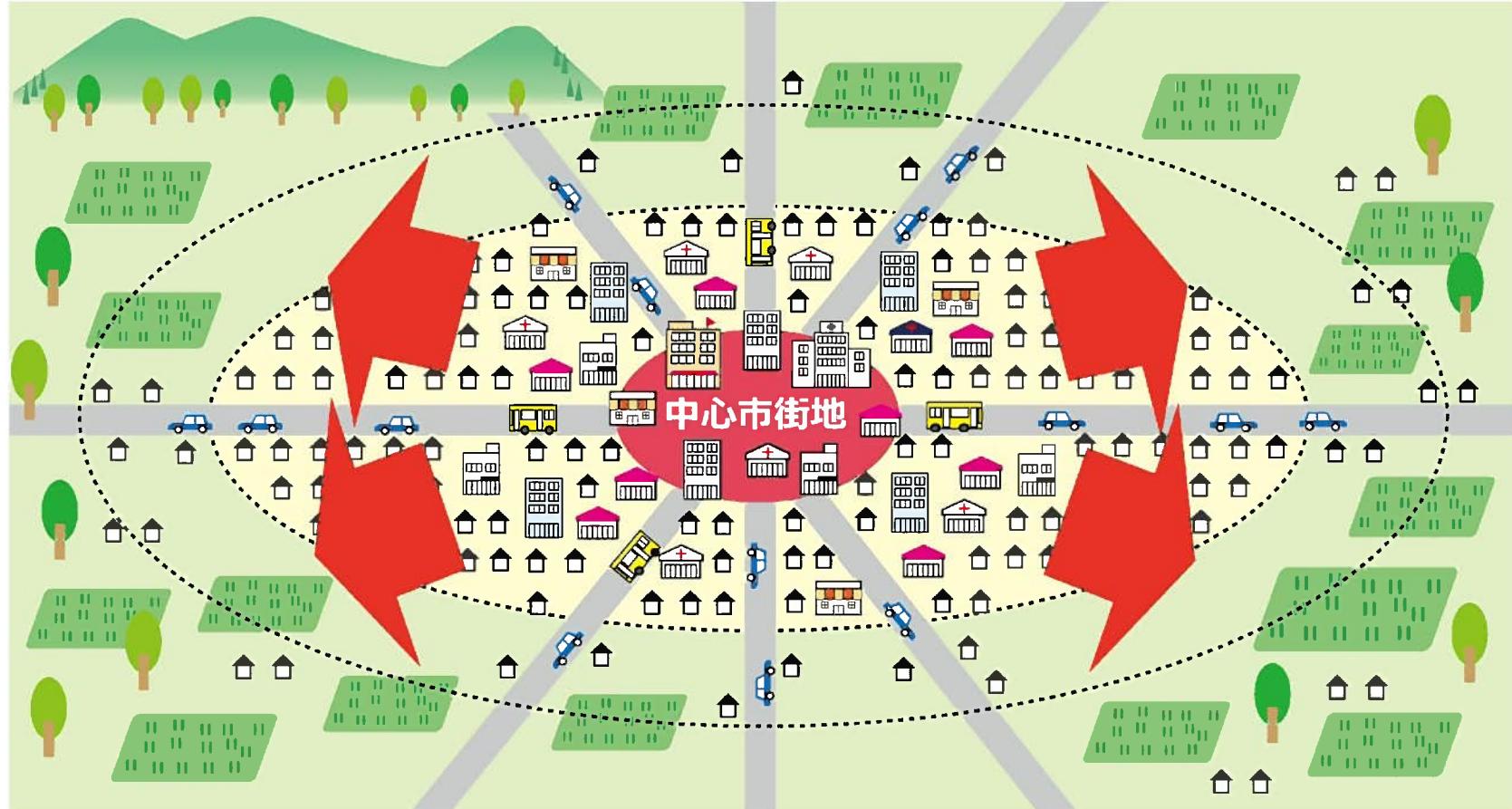
・むやみに市街地を広げずに、中心部や身近な地域の拠点の働きや魅力を高め、公共交通を使いながら、行き来しやすいまちの「つくり」に変えていく必要

⇒その望ましい姿が『ネットワーク型コンパクトシティ』

2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

◆市街地の拡大と密度低下

これまで人口増加やマイカーの普及に伴って郊外に市街地(商業や住宅など)が拡大



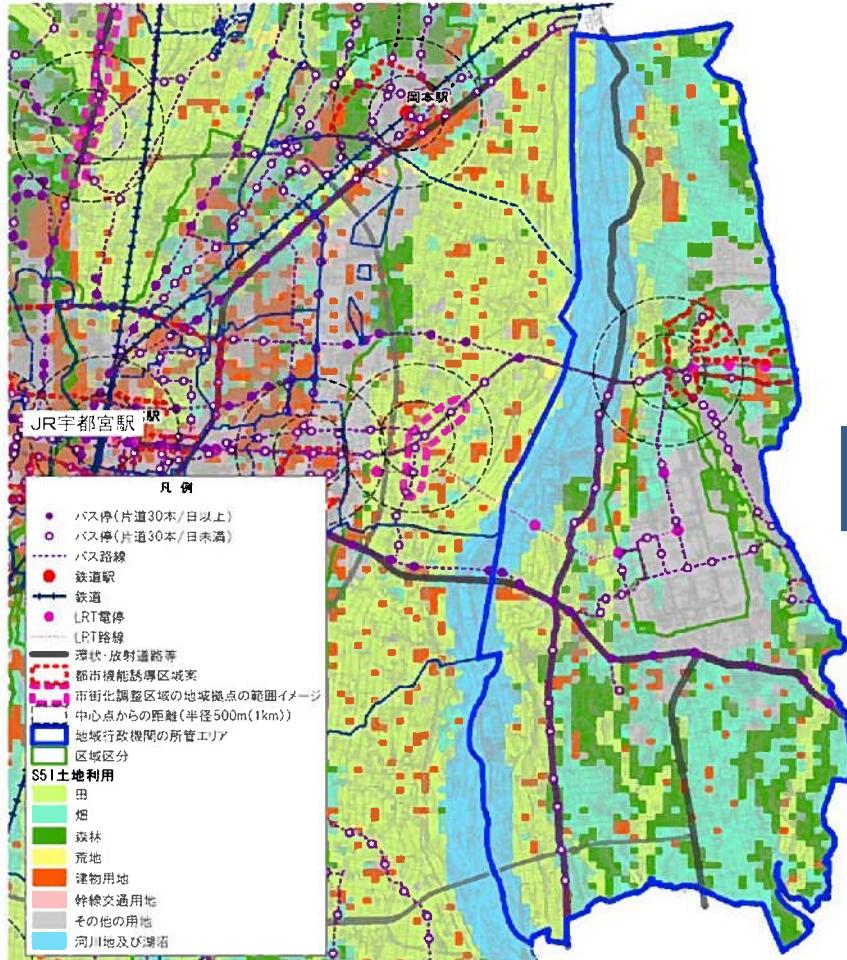
中心市街地の密度低下が顕著
郊外部までメリハリのない市街地が広がる

生活に身近な施設が拡散したまちは
人口減少・超高齢社会では利便性・
効率性の低下につながる

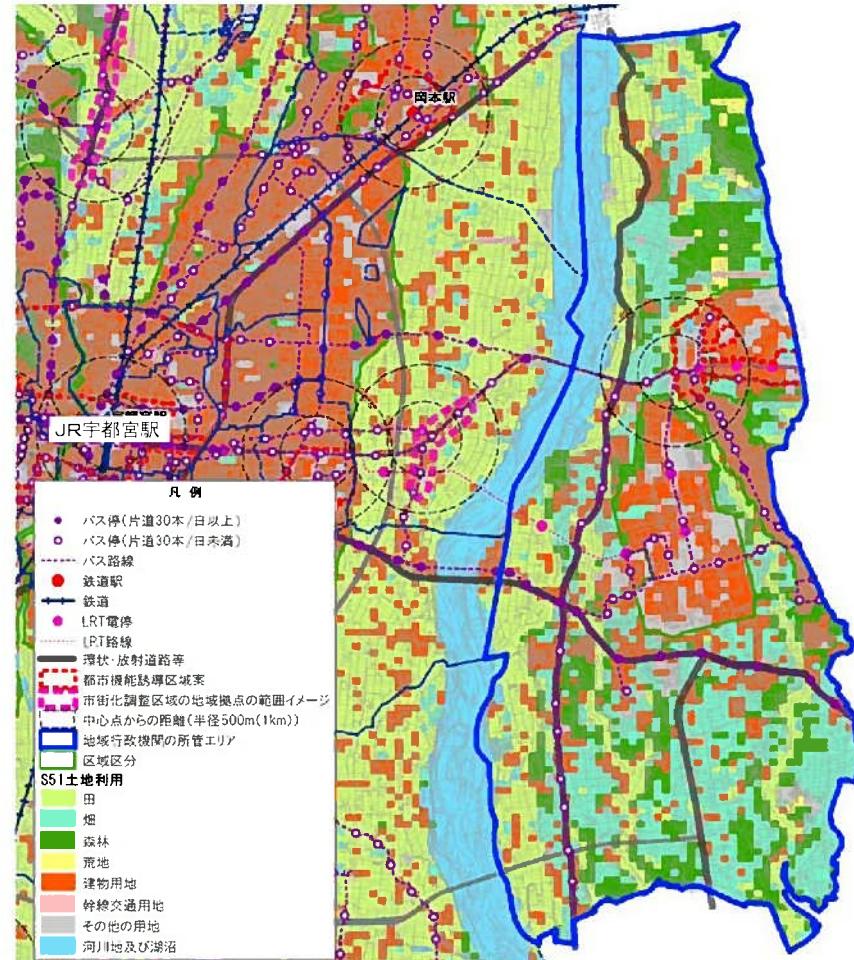
2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

◆市街化の状況(清原地区)

1976年(S51)



2014年(H26)



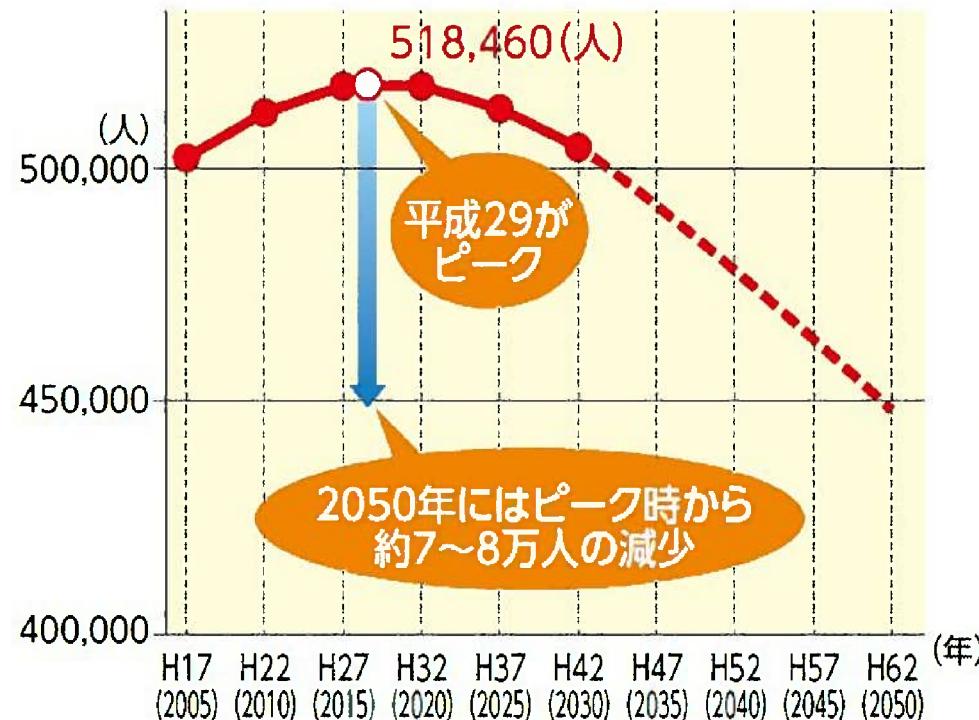
市街地が拡大し郊外部までメリハリのない市街地が広がる

【清原地区】 1976年 2014年

宅地面積	175ha	⇒ 1,053ha(約6倍)
農地面積	2,022ha	⇒ 1,791ha(1割減)

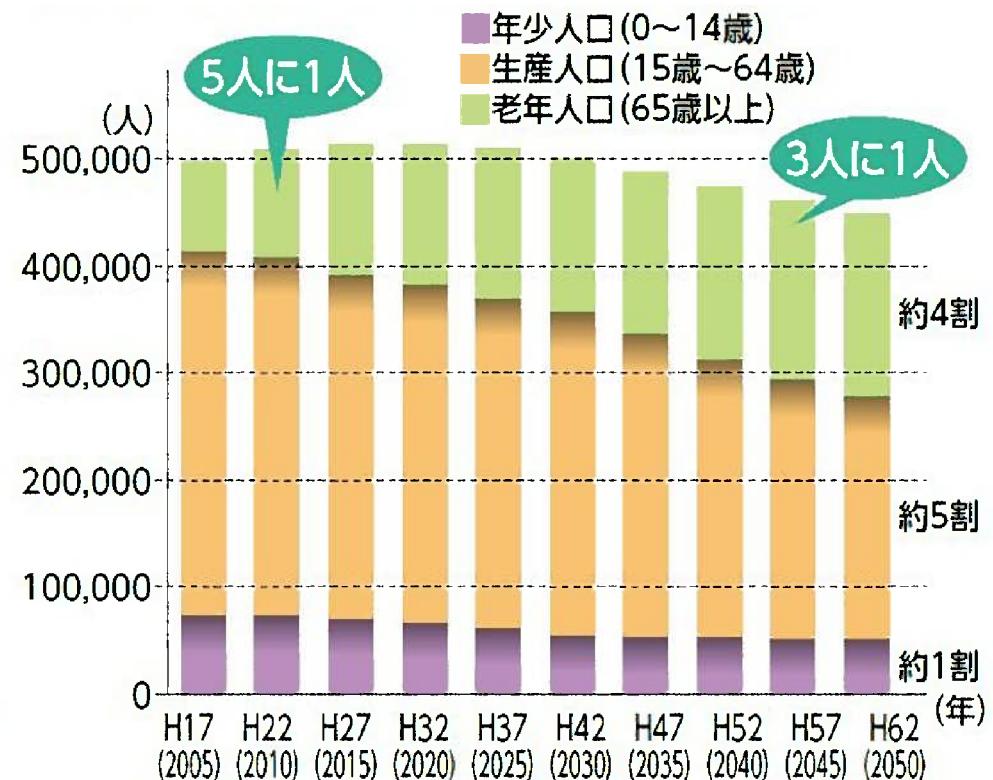
2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

◆総人口の推移



平成29年(2017)頃にピークを
を迎える、人口減少に転ずる
⇒2016年:約52万人
2050年:約45万人

◆年齢別人口の推移

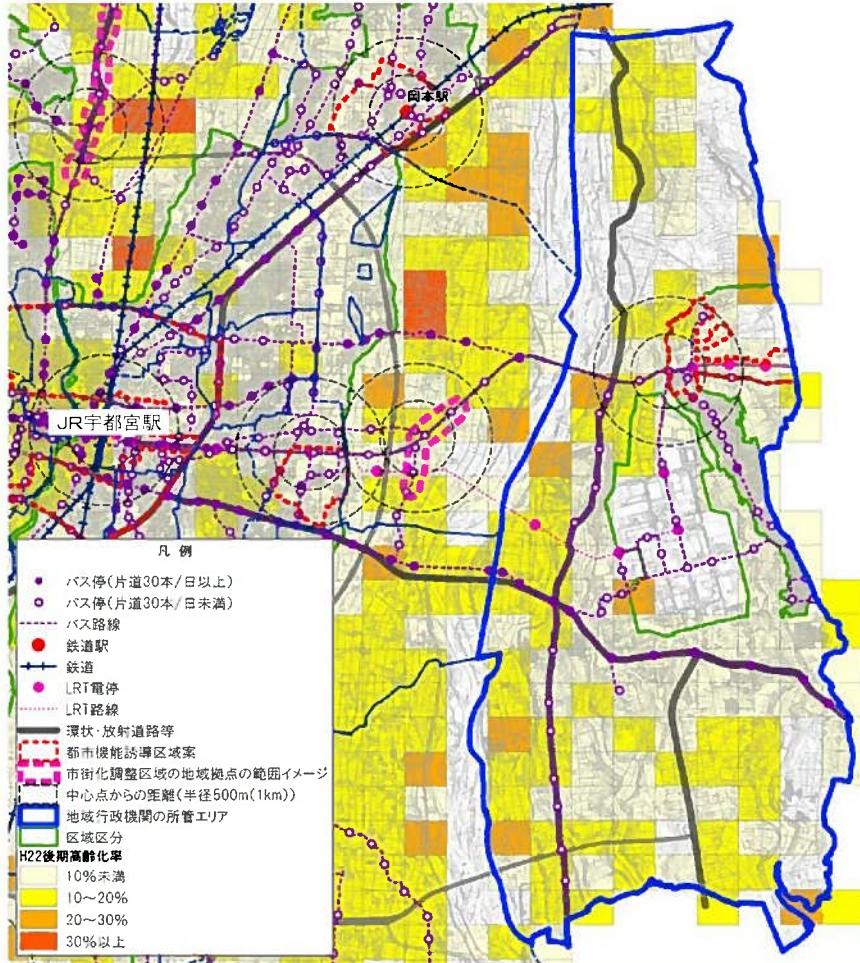


高齢者の割合は高まる一方、
子どもや現役世代の割合は低下
⇒高齢化率
2016年:23.3%
2050年:36.8%

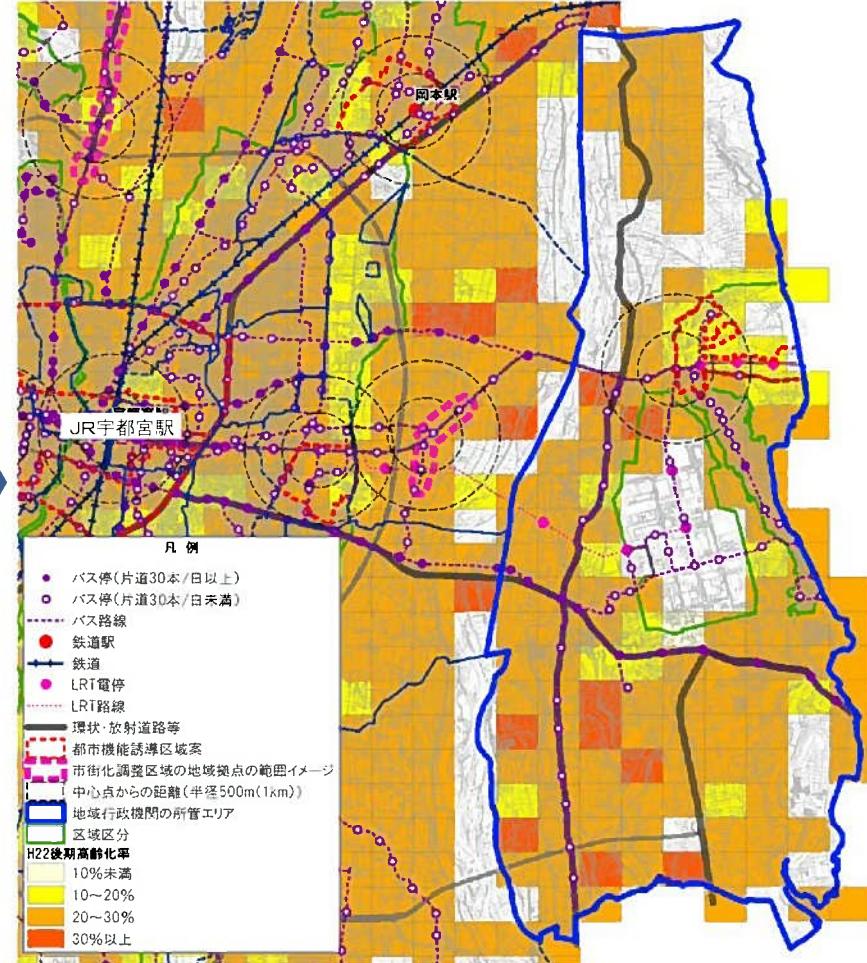
2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

◆高齢者(75歳以上)の割合(清原地区)

2010年(H22)



2050年(H62)



今後は特に75歳以上の高齢者の割合が急増する見込み

2016年

高齢化率(市全体)
うち75歳以上

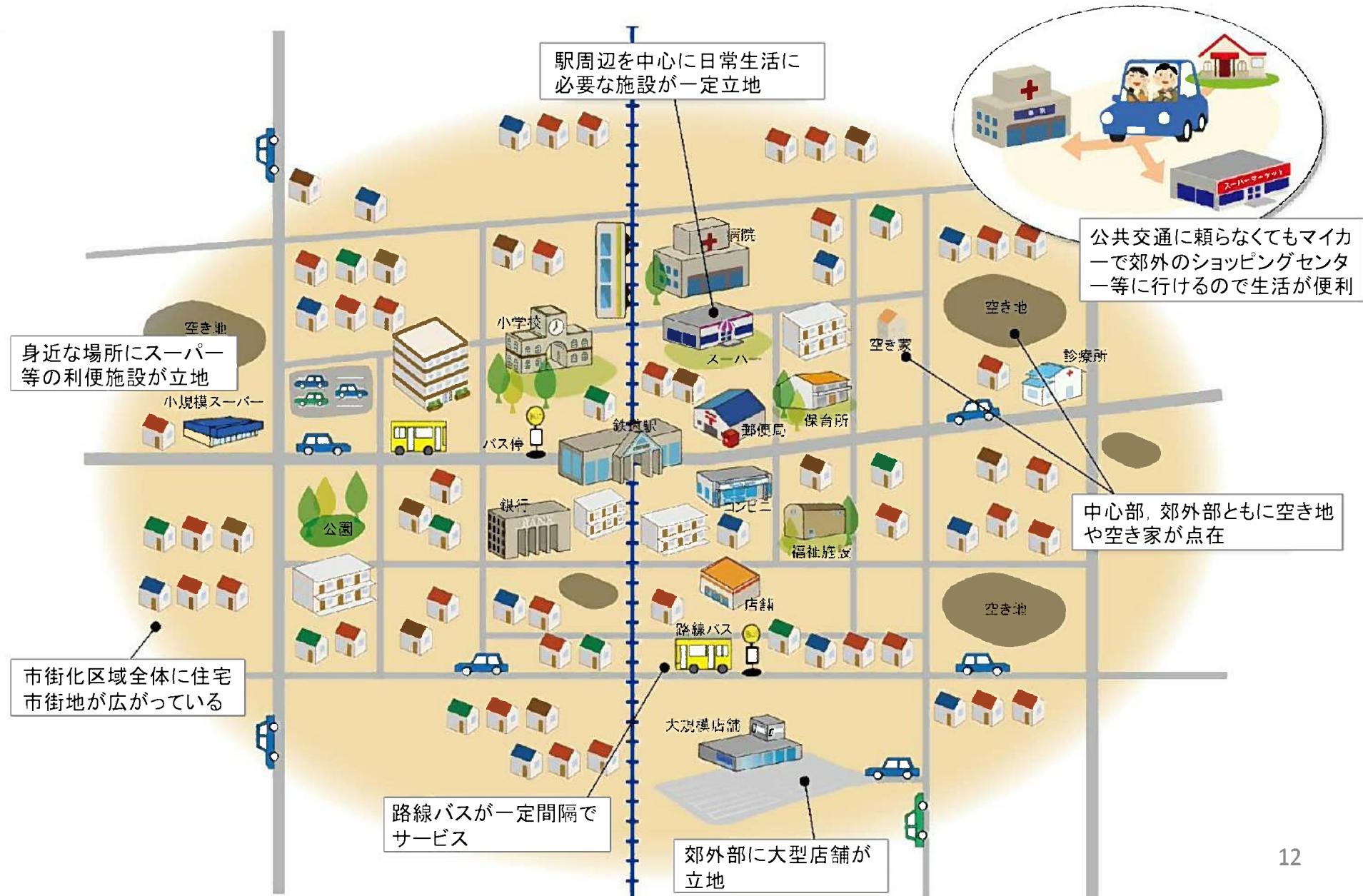
23.3%
10.4%

2050年

36.8%(約1.6倍)
22.7%(約2.2倍)

【参考】現在のまちの姿(イメージ)

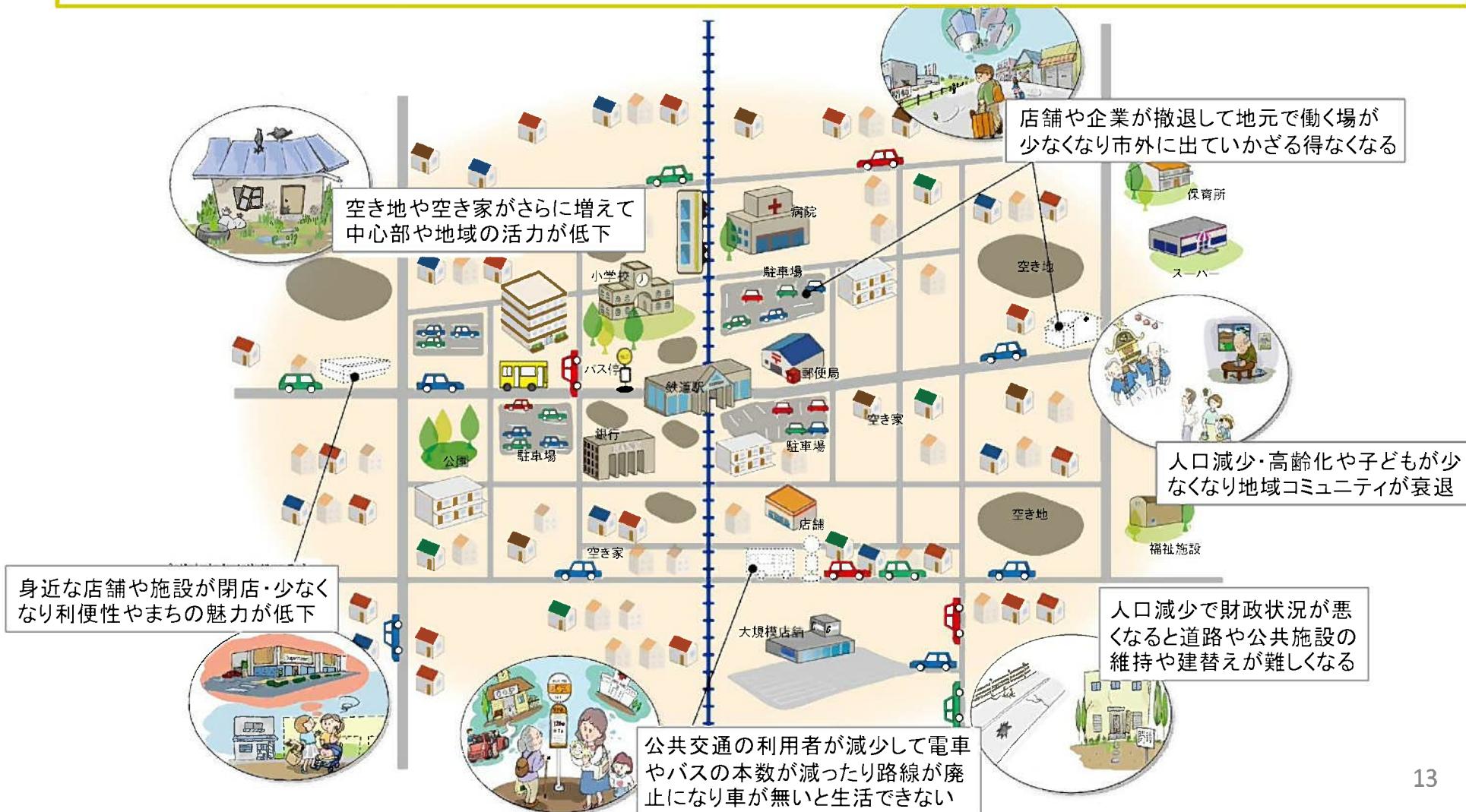
◆一般的な地域拠点(交通結節点)におけるまちのイメージ(現在)



【参考】このまま人口減少・少子高齢化が進むと…

◆このまま何もしない場合の30~50年後のまちの姿(イメージ)

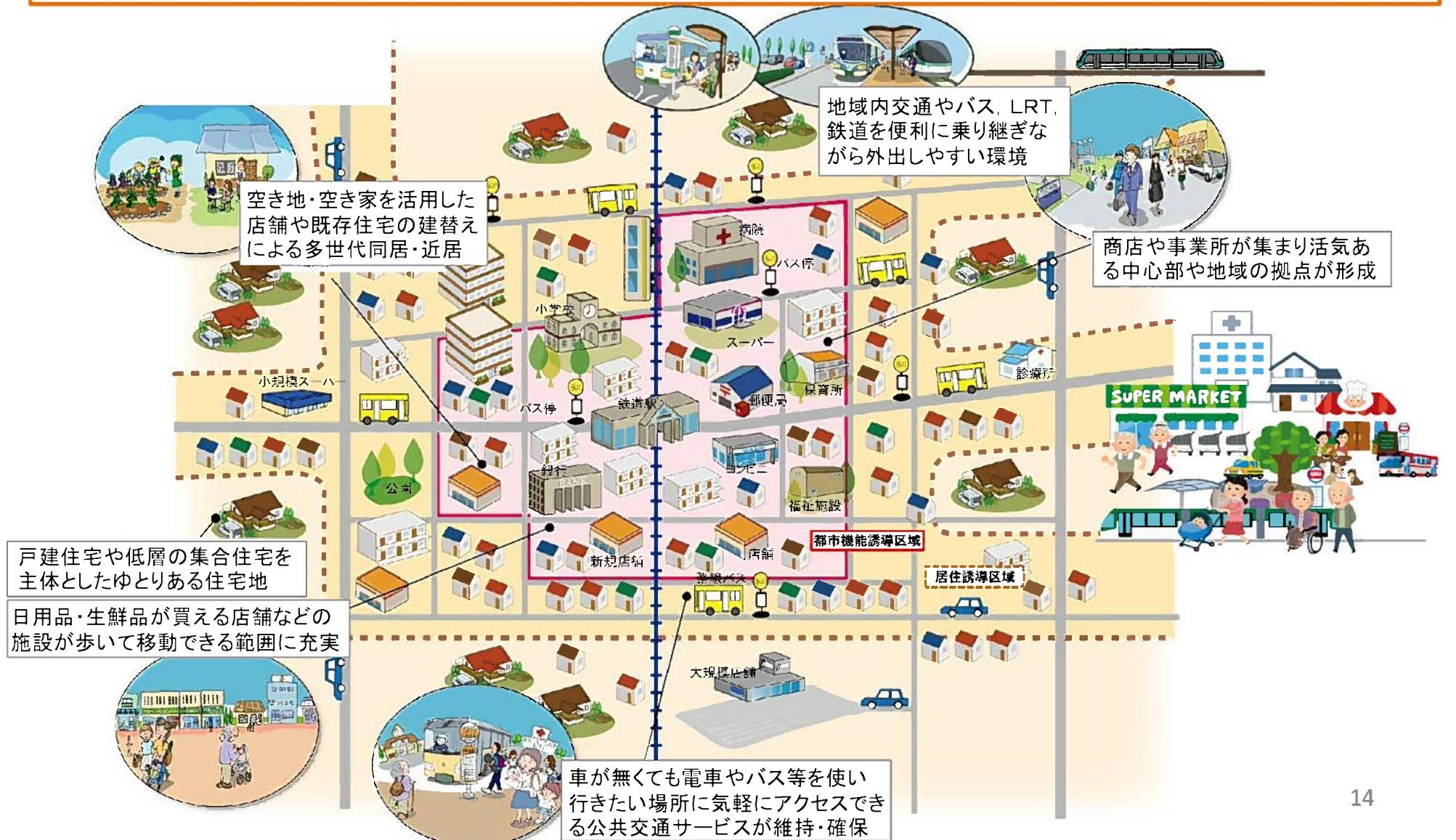
- 身近なところに病院や買い物をする場所が無くなってしまうのでは？
- 車を運転できない人は、バスなどの運行本数が減り、不便になってしまふのでは？
- 車に頼らないと生活できないので高齢者の交通事故が増えてしまうのでは？



【参考】目指す将来のまちの姿

◆人口減少社会を見据え、考え方を持ってまちづくりを進めていけば…

○ 便利な公共交通で結ばれた身近な拠点などに、日常生活に必要なスーパーや病院、子育て、介護施設等が充実 ⇒ 便利で暮らしやすく、将来にわたり持続可能なまちを実現



2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

まち・ひと・しごと創生(地方創生)

⇒将来にわたって市民生活の質を維持・向上
100年先も持続可能な都市の実現

2050年(平成62年)において50万人台



【目指すべき将来の方向】

- ①人口の「自然動態」の視点
- ②人口の「社会動態」の視点
- ③「都市基盤」形成の視点

市民の結婚・出産・子育ての希望を実現する

人口の定着と東京圏からの流入人口の増加を図る

人口規模・構造の変化に適合したまち、ネットワーク型コンパクトシティを実現

2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

◆ 将来の都市の姿のイメージ

- ・市内の各地域に拠点を定め、各拠点を交通ネットワークで結ぶ
- ・市街地部と郊外部にある、各拠点が持つ特性がバランスよく調和したまち

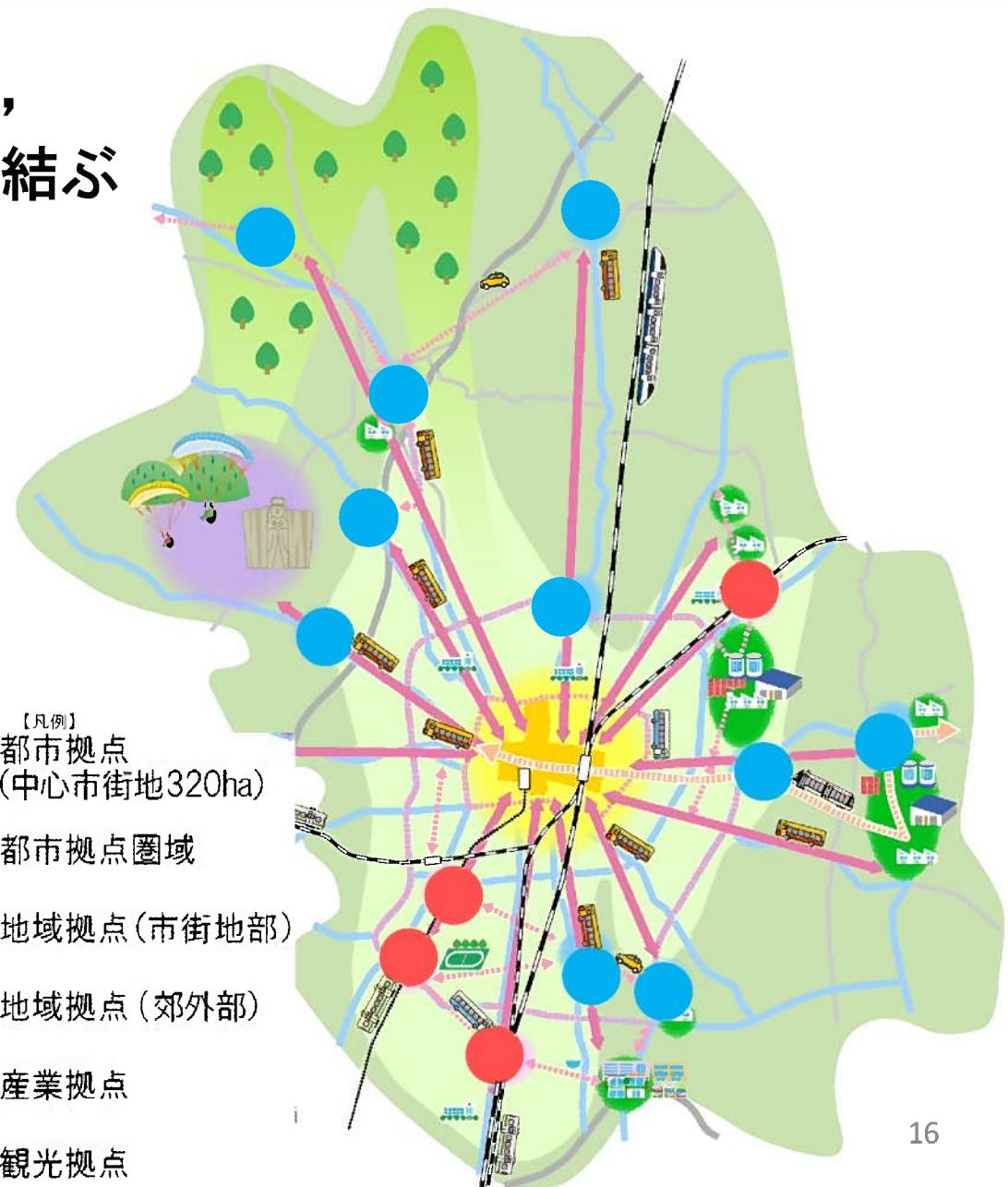
【凡例】

[交通ネットワーク]

- 基幹公共交通(鉄道)
- 基幹公共交通(LRT)
- 幹線公共交通(路線バス)
- 幹線公共交通・地域内交通
- 高規格道路(高速道路)
- 道路ネットワーク
(3環状12放射道路など)

[拠点]

- 【凡例】
都市拠点
(中心市街地320ha)
- 都市拠点圏域
- 地域拠点(市街地部)
- 地域拠点(郊外部)
- 産業拠点
- 観光拠点



2 ネットワーク型コンパクトシティの背景・概要・必要性

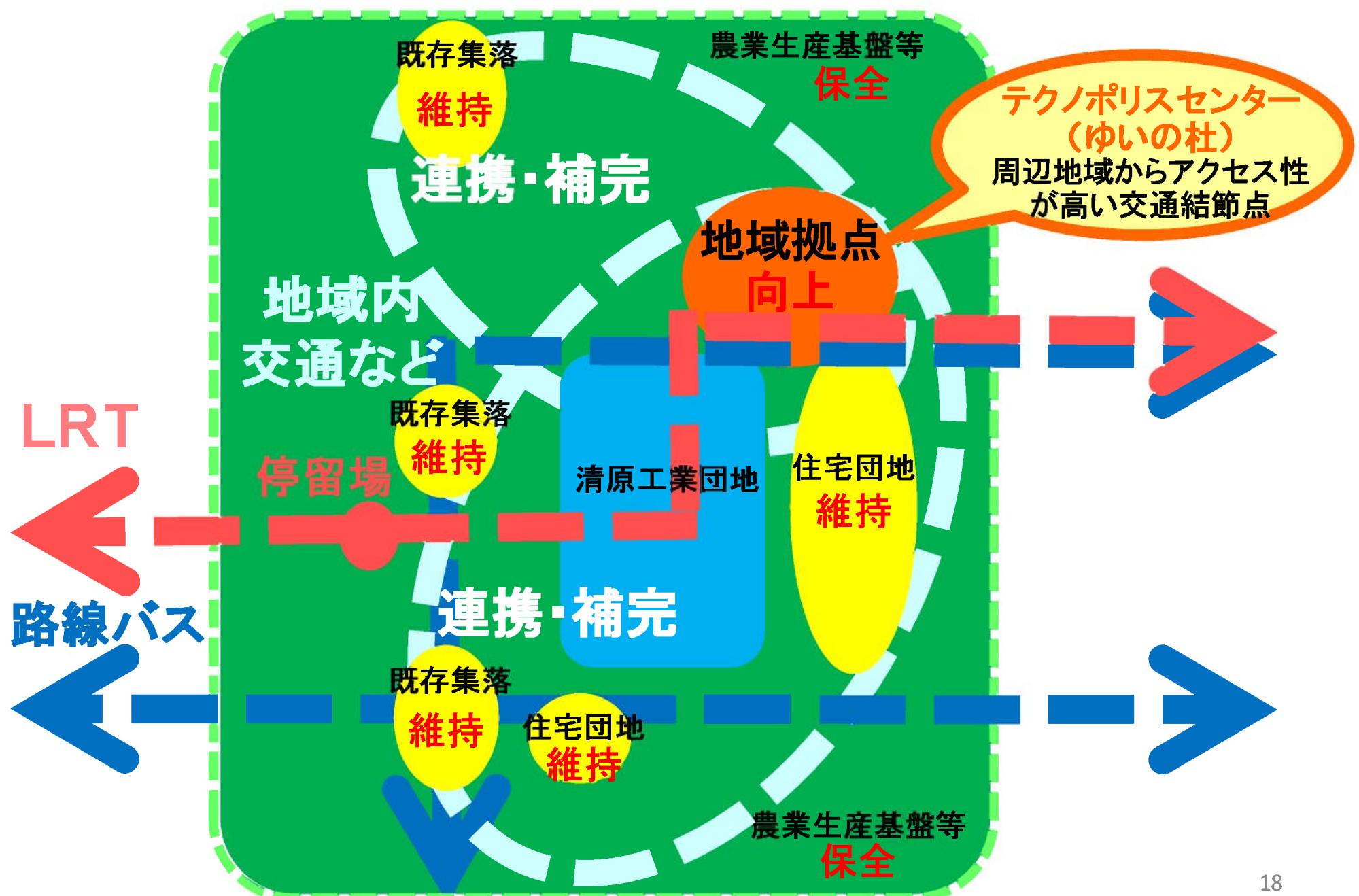
◆拠点間や周辺部と拠点を結ぶ公共交通の連携(つながり)のイメージ

■ 身近な地域での暮らし方(イメージ)



拠点間を結ぶ鉄道やLRT, 路線バスと, 生活の足となる地域内交通など
により住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができるまちを実現

【参考】清原地区の土地利用のイメージ



3 公共交通ネットワーク形成の取組み

全国から選ばれる「交通未来都市 うつのみや」を目指して

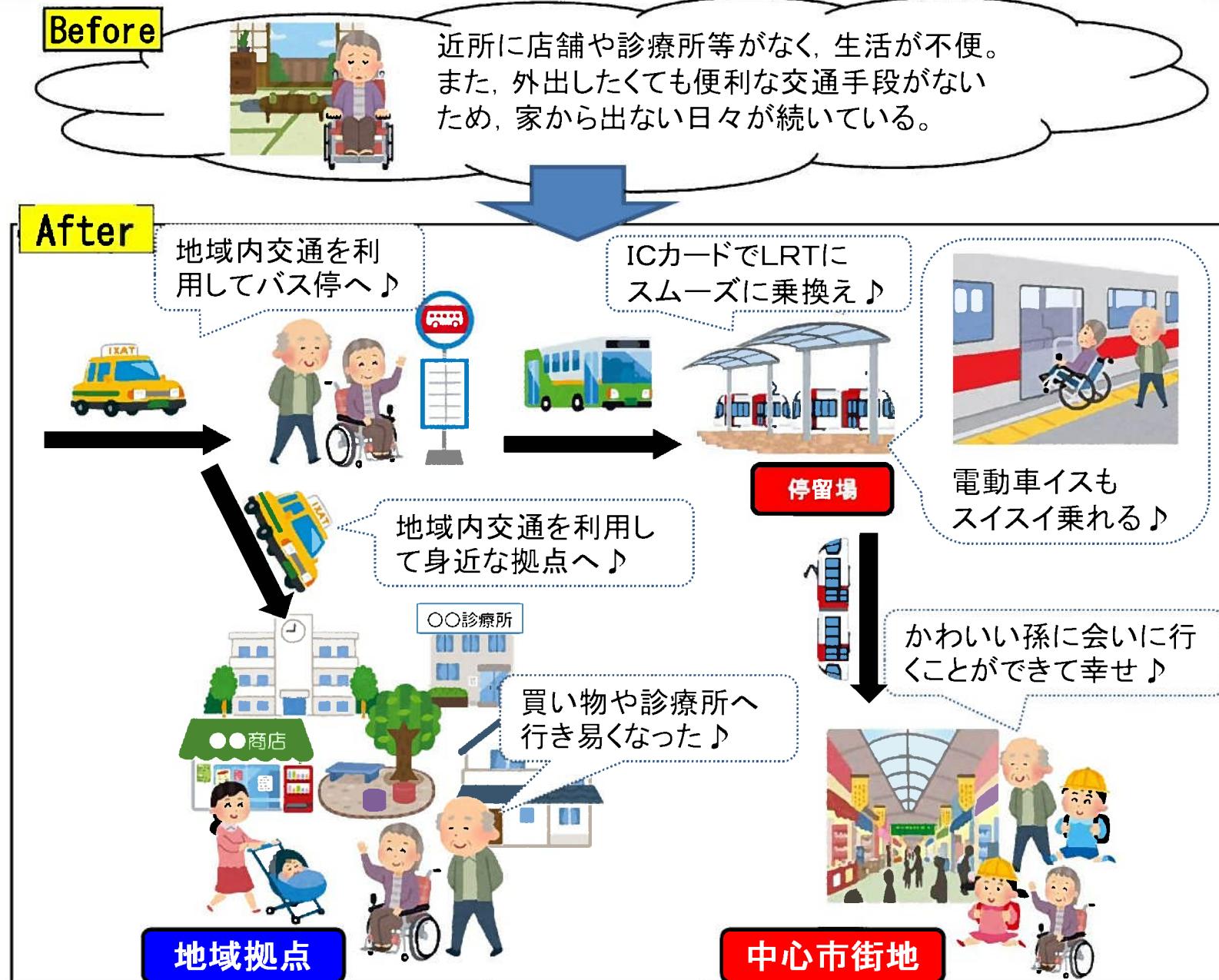
鉄道、LRT、バス、地域内交通、自転車などの多様な交通手段による総合的な交通ネットワークにより、環境に優しく、誰もが安全で快適に移動ができ、外出によって健康が増進され、都市の活動や交流が活性化されるまちの実現を目指す

2050年頃の交通未来都市うつのみやのイメージ



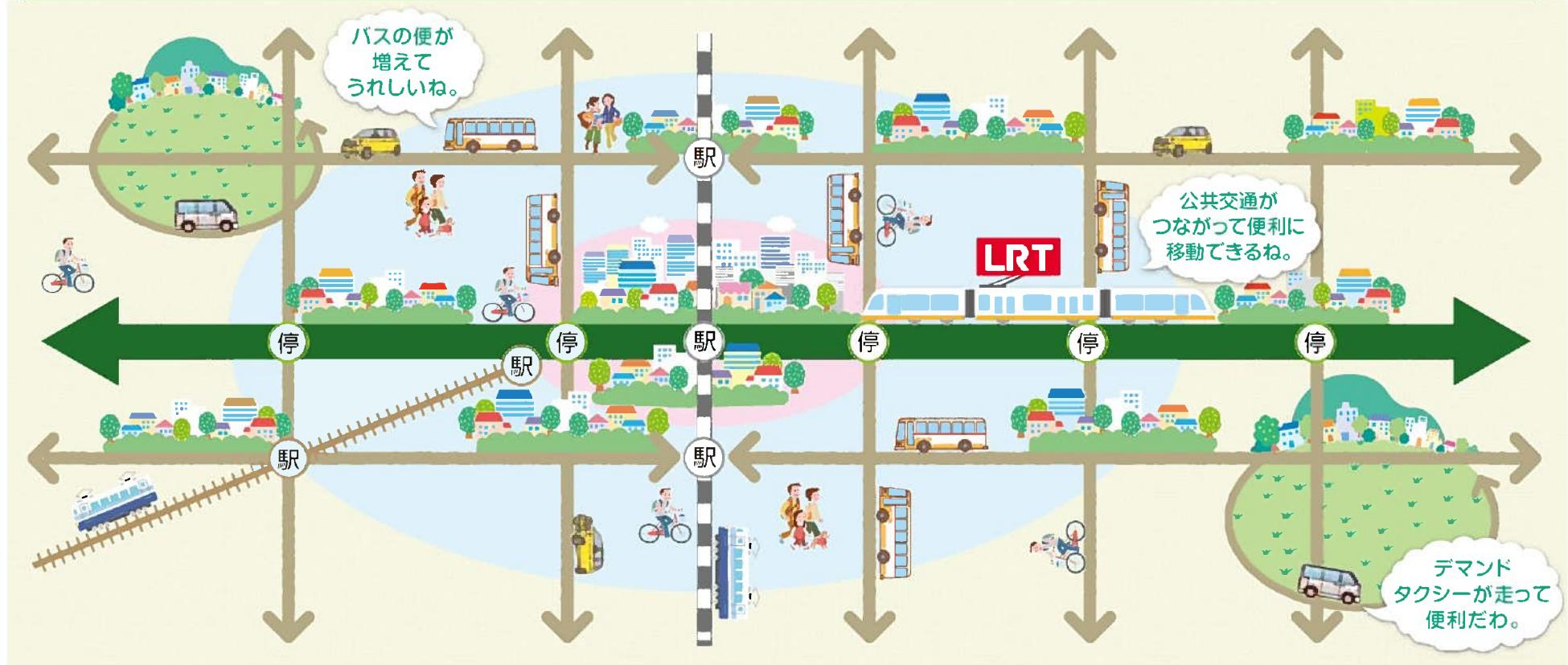
3 公共交通ネットワーク形成の取組み

【生活シーンのイメージ】市内在住のAさん夫婦



3 公共交通ネットワーク形成の取組み

公共交通ネットワーク形成の考え方



- 東西方向を結ぶLRTが公共交通網に加わる。
 - 東西・南北の軸に交通の結節点ができる。
 - 交通の結節点と、バスや地域内交通を結ぶことで広い範囲を効率的にカバーできるようになる。
 - 合わせてバスのサービス水準向上や地域内交通（デマンドタクシー等）の充実を図ることで、より便利な公共交通ネットワークを形成する。
- LRTだけではなく、生活交通の充実も含めたネットワークを形成

3 公共交通ネットワーク形成の取組み

東西方向の基幹公共交通としてのLRT導入（事業概要）

○全体計画区間

桜通り十文字付近～芳賀・高根沢工業団地付近 約18km

○優先整備区間

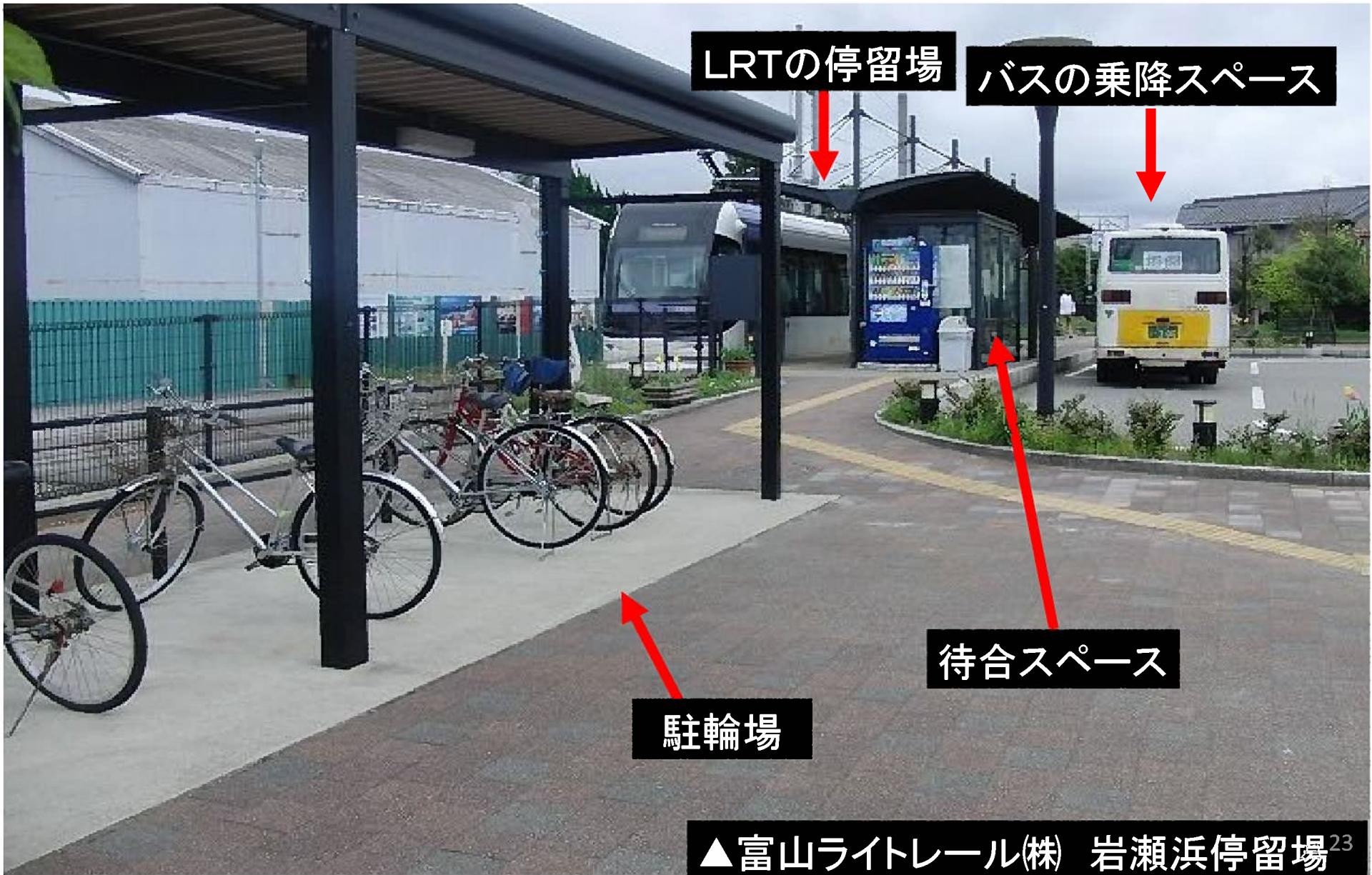
JR宇都宮駅東側～芳賀・高根沢工業団地付近 約15km
(宇都宮市域 約12km 芳賀町域 約3km)



3 公共交通ネットワーク形成の取組み

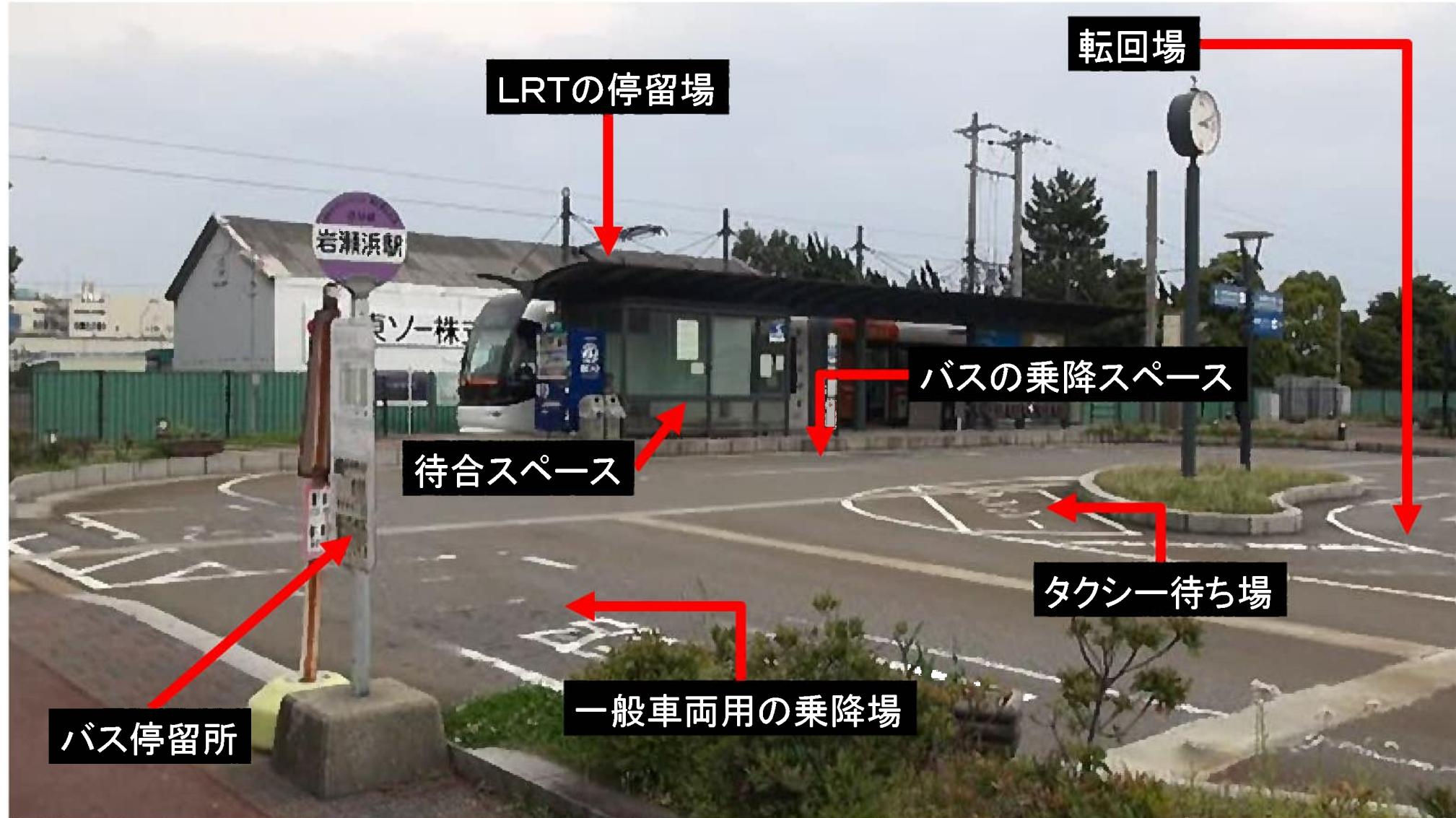
トランジットセンター検討イメージ（停留場などの施設について）

- LRTと自動車、地域内交通、タクシー、自転車等との円滑な接続を図る。



3 公共交通ネットワーク形成の取組み

トランジットセンター検討イメージ（乗降スペース・転回場などについて）



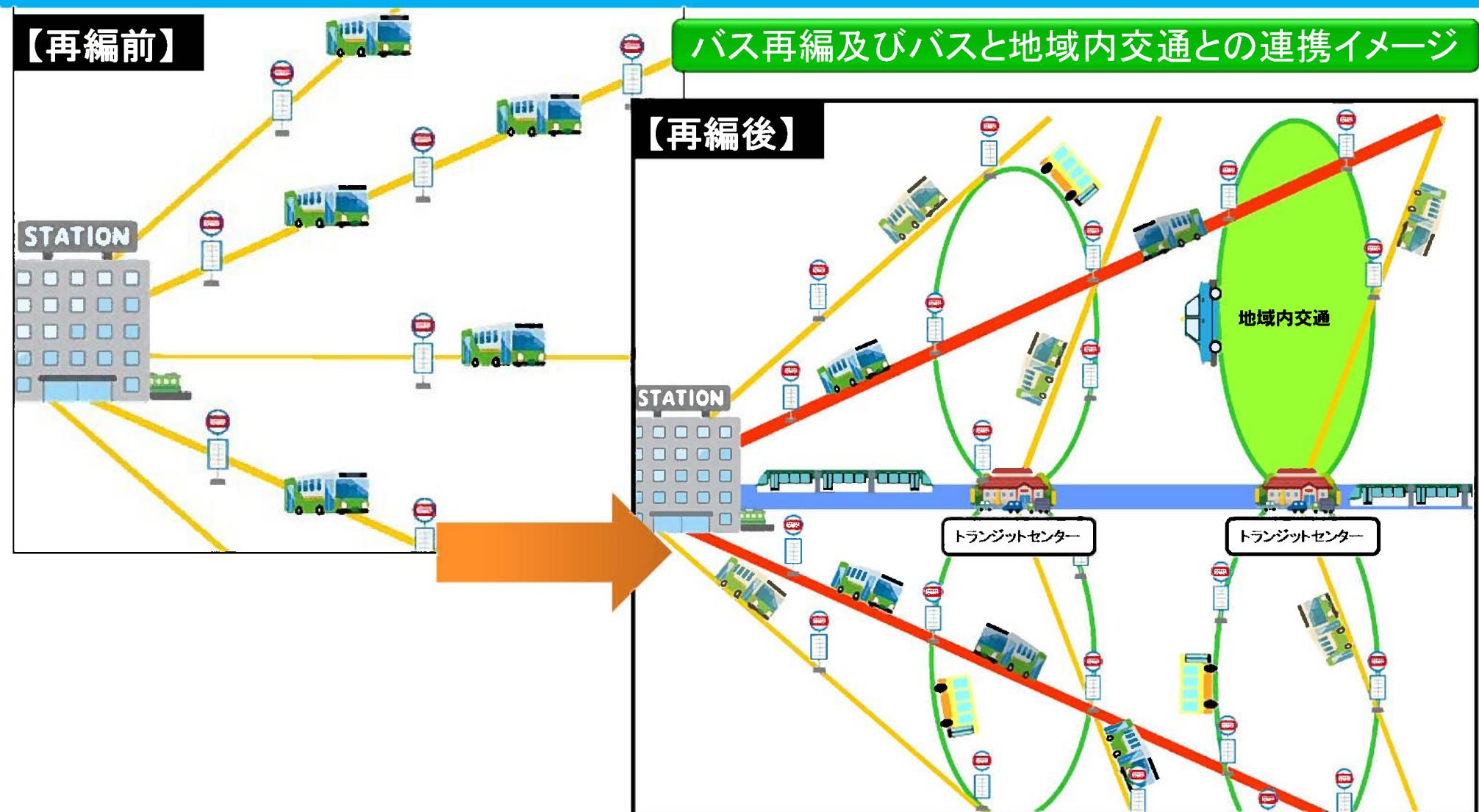
3 公共交通ネットワーク形成の取組み

他の公共交通との利便性向上に向けた主な取組

- 宇都宮東部地域のバスネットワーク再編
(既存のバスサービス水準の向上)
- 郊外部における地域内交通の導入・利便性向上
- 市街地部における生活交通の確保の取組
- 交通ICカードの導入
 - 「地域独自カード+片利用」の導入
 - 行政サービスのICカード化
例:高齢者外出支援事業 等
 - 乗り継ぎ割引の導入



3 公共交通ネットワーク形成の取組み



- バス再編によるサービス水準の維持・向上
- バスの利用環境(上屋, ベンチ)の整備
- バスと地域内交通の乗継利便性の向上

3 公共交通ネットワーク形成の取組

地域内交通の導入状況

- 郊外部の日常生活の移動手段を確保するため、地域内交通の導入に向けて地域主体の取組みを支援

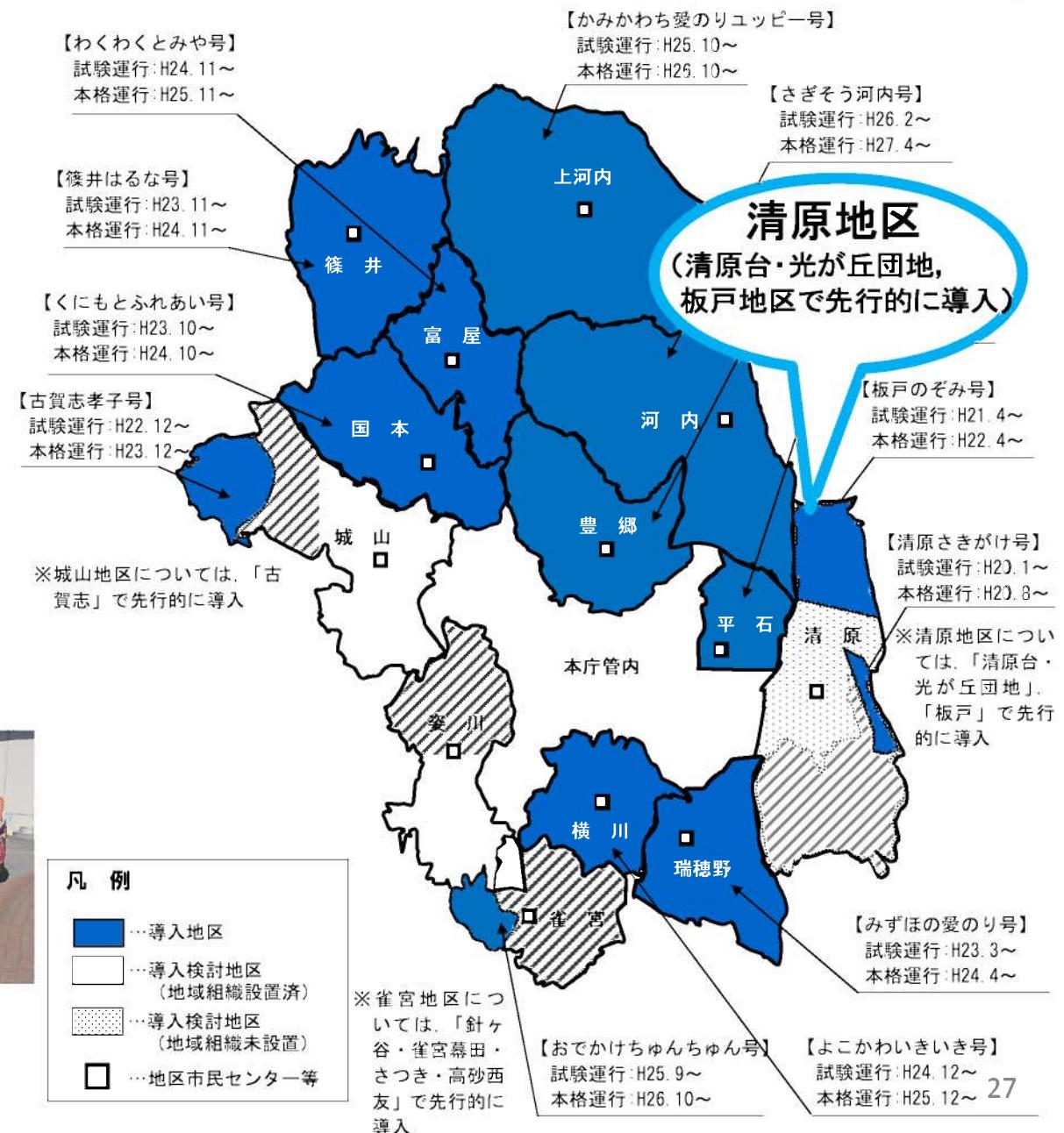
郊外部など13地区で導入推進
⇒12地区13路線で
運行開始



■板戸のぞみ号



■清原さきがけ号

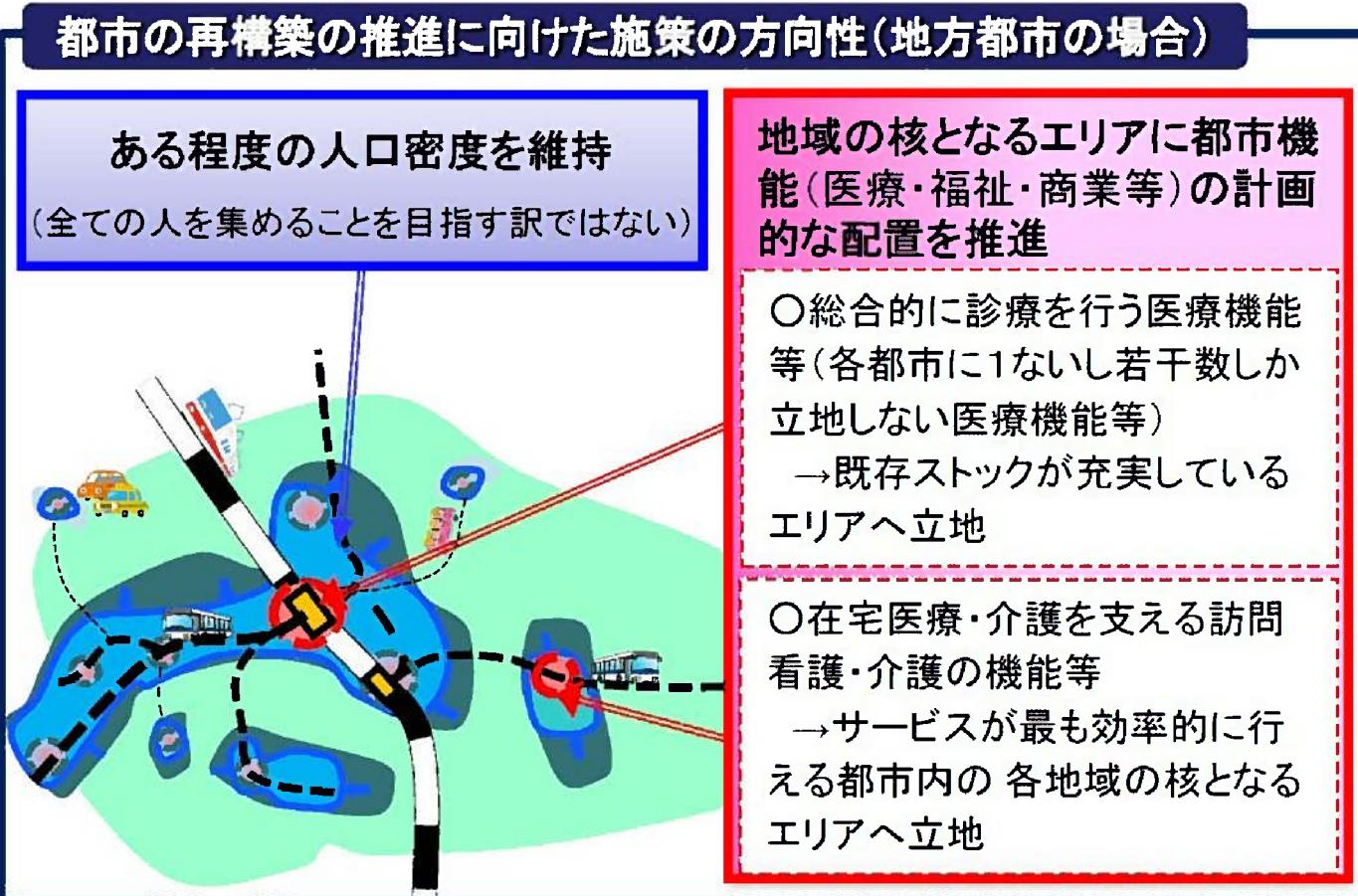


4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

【策定の目的】

- ・ 都市再生特別措置法(平成26年8月改正)に基づく計画
- ・ 公共交通と連携を図りながら、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進

⇒「ネットワーク型コンパクトシティ」を具体化していく上で重要な計画



4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

コンパクトシティをめぐる誤解

一極集中

市町村内の、最も主要な拠点(大きなターミナル駅周辺等)1カ所に、全てを集約させる

全ての人口の集約

全ての居住者(住宅)を一定のエリアに集約させることを目指す

強制的な集約

居住者や住宅を強制的に短期間で移転させる

①多極型

中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す

②全ての人口の集約を図るものではない

たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然。
(集約で一定エリアの人口密度を維持)

③誘導による集約

インセンティブを講じながら、時間をかけながら居住の集約化を推進

4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

『宇都宮市立地適正化計画』について

【目標年次】

概ね20年先の都市の姿を展望するとともに、
合わせて2050年(平成62年)を見据えた計画

【都市づくりの理念】

『便利で暮らしやすく
100年先も持続的に発展できるまち、
ネットワーク型コンパクトシティの実現』

立地適正化計画では大きく3点を定める

- ①居住や都市機能を誘導する区域(エリア)**
- ②誘導する施設**
- ③誘導するための方策**

4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

【都市機能誘導区域の配置 (H28年度末に設定)】

【都市機能誘導区域とは】

医療・福祉、商業施設などの日常生活に必要な機能(施設)を、身近な地域の拠点などに誘導・充実することにより、これらの生活サービスの効率的な提供を図る区域

周辺地域からアクセスしやすい交通結節点(駅周辺)などの市内、10箇所に都市機能誘導区域を配置
※併せて、市街化調整区域の地域拠点を市内7箇所に配置

都市機能誘導区域の配置エリア
①都市拠点エリア
②南宇都宮駅周辺エリア
③LRT停留場周辺エリア (ベルモール前)
④岡本駅周辺エリア
⑤江曽島駅周辺エリア
⑥西川田駅周辺エリア
⑦雀宮駅周辺エリア
⑧テクノポリスセンターエリア
⑨瑞穂野団地周辺エリア
⑩上河内地域自治センター周辺エリア

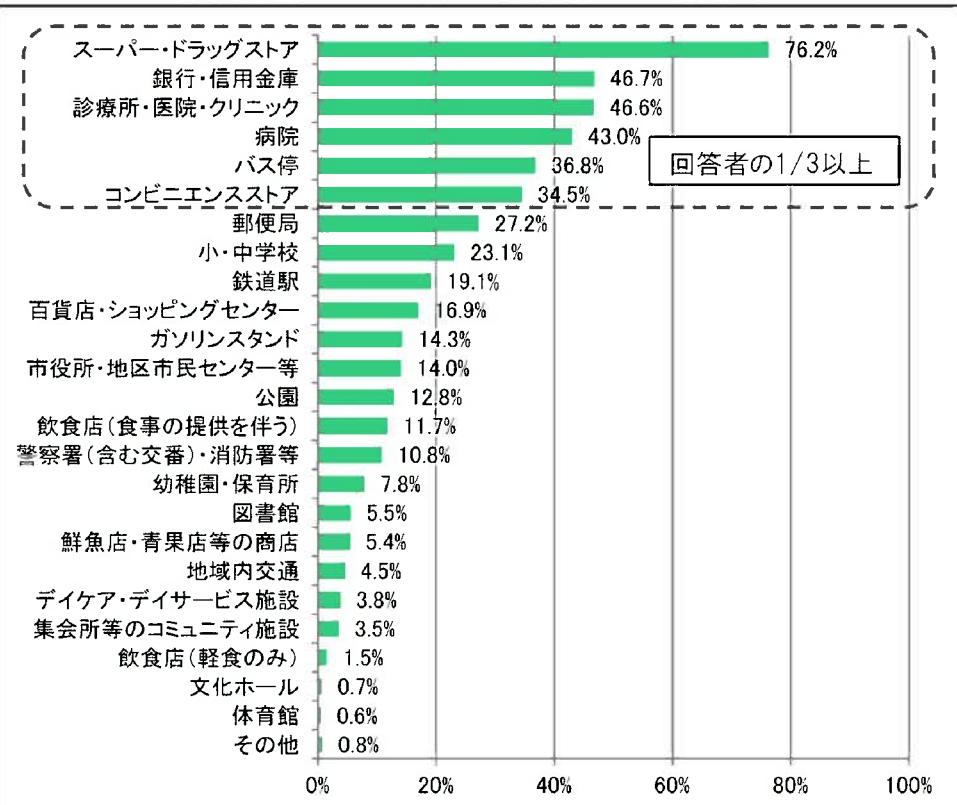
【参考】市街化調整区域の地域拠点の配置
田原街道×長岡街道付近 (豊郷中央小学校)周辺エリア
篠井地区市民センター周辺エリア
富屋地区市民センター周辺エリア
国本地区市民センター周辺エリア
城山地区市民センター周辺エリア
平石地区市民センター周辺エリア
横川地区市民センター周辺エリア



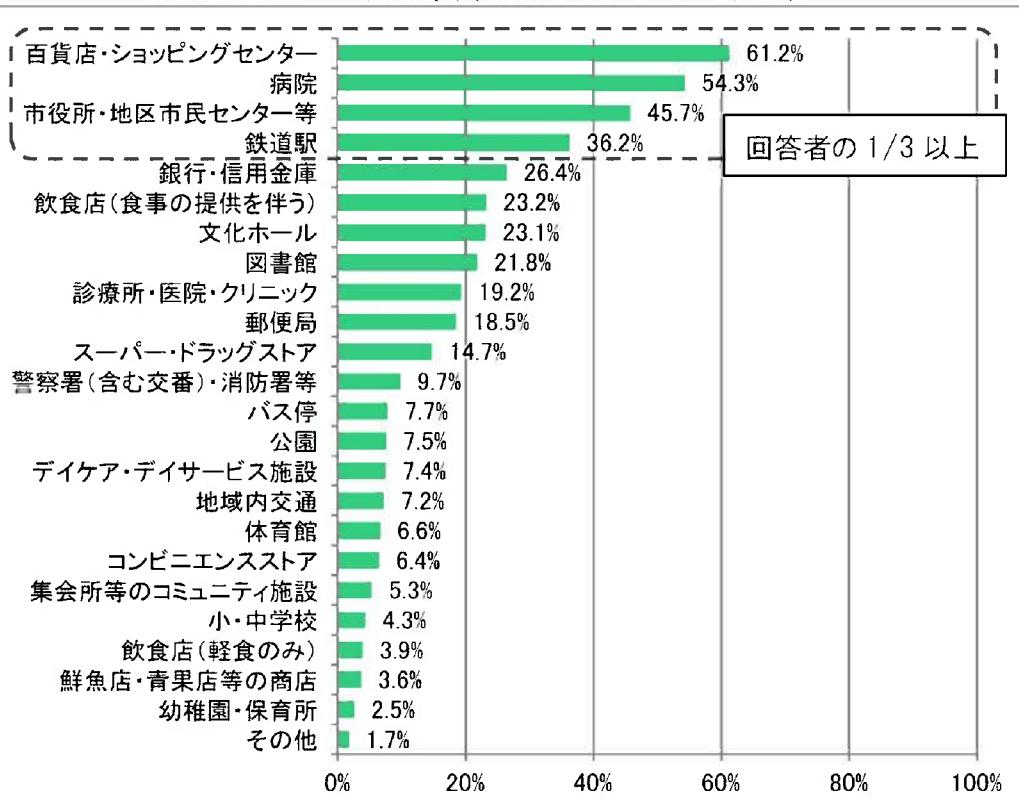
4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

【市民アンケートの結果】

居住地周辺に必要な施設 (身近な地域の拠点に対応)



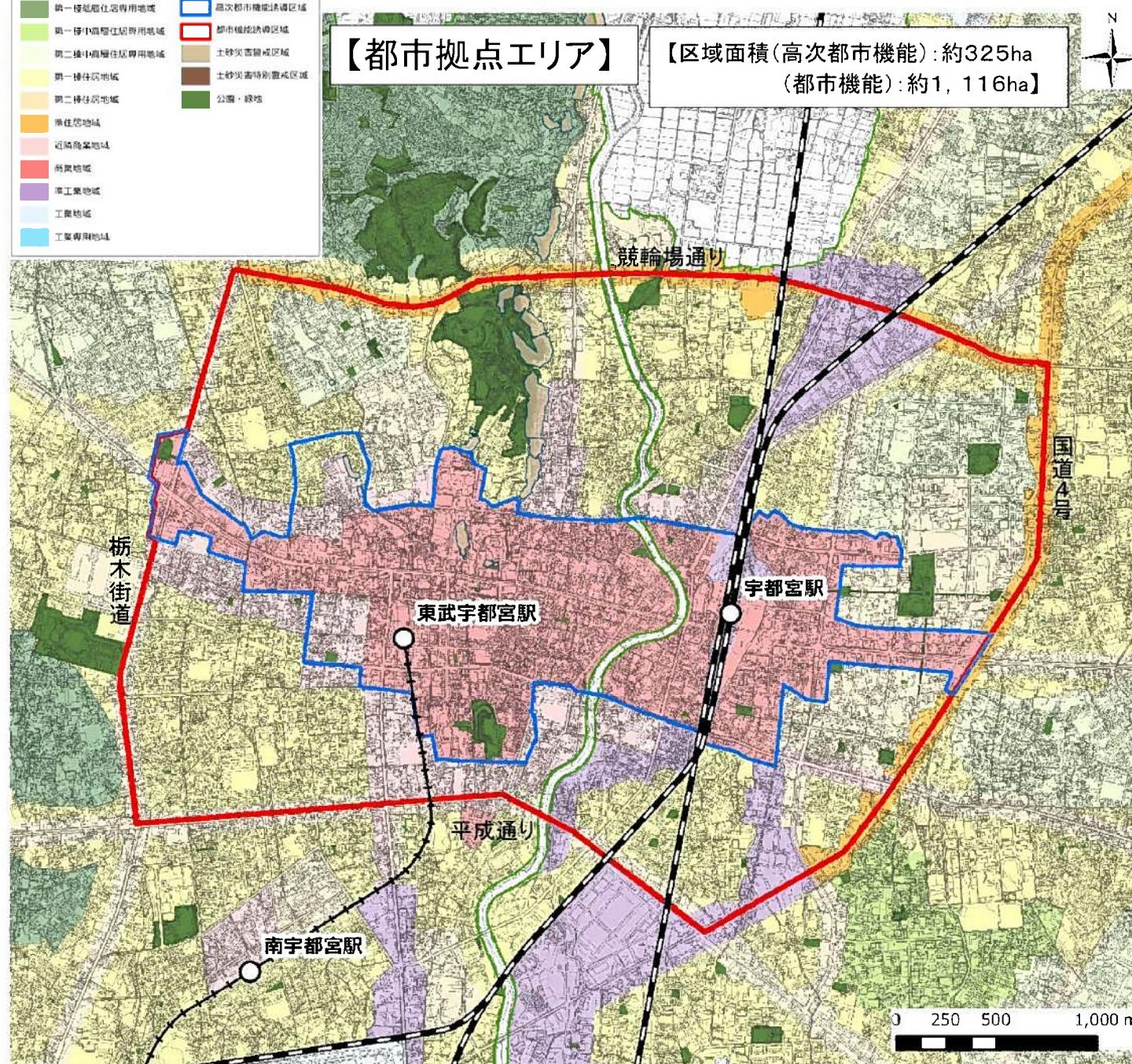
公共交通機関で移動できる範囲にあるとよい施設(街なかに対応)



市民へのニーズ調査の結果などを踏まえ、**商業・医療・金融施設と少子・超高齢社会に対応した子育て支援・介護福祉施設などは施設の規模・特性や地域特性に応じて施設を定める**

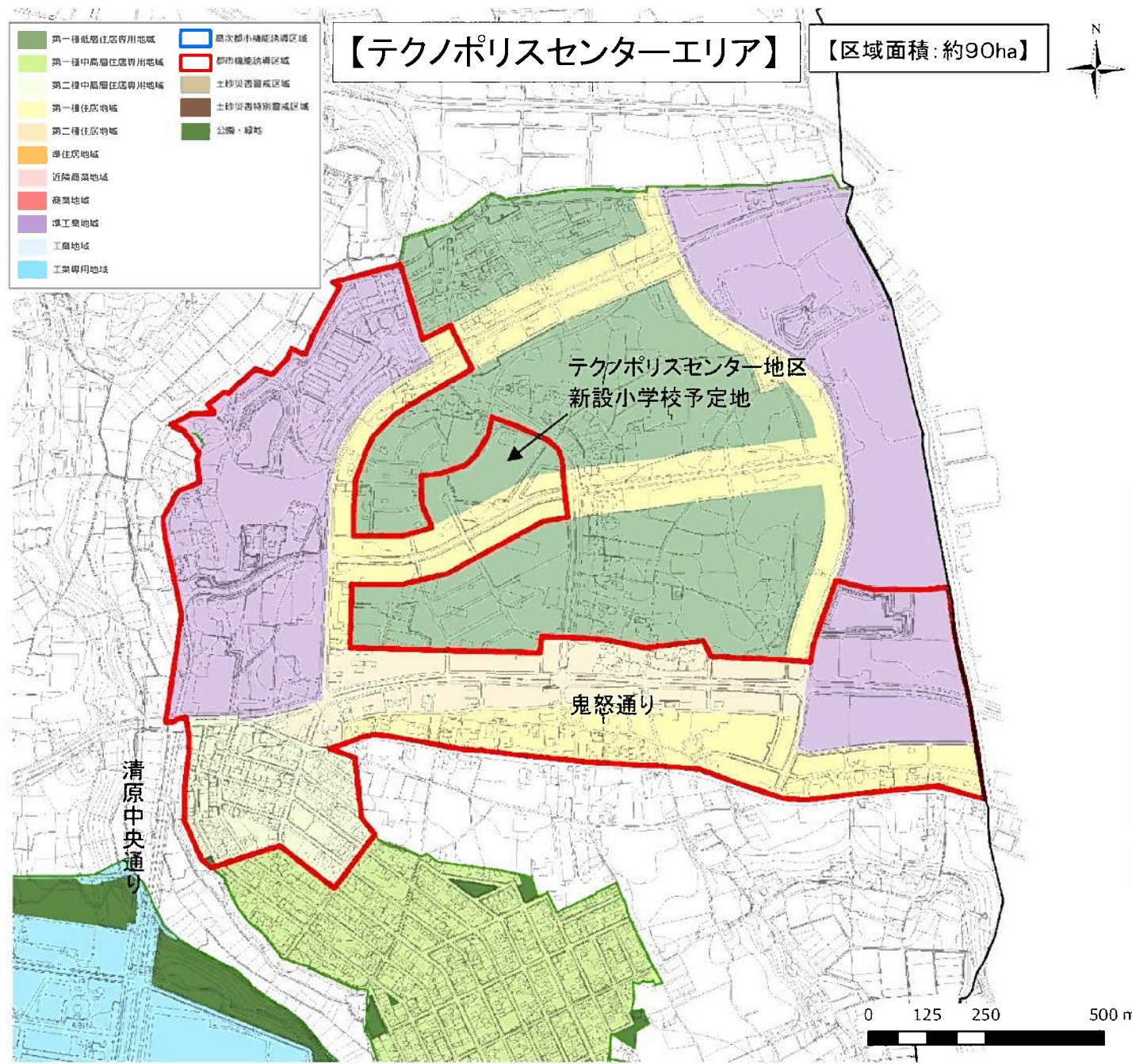
4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

第一種居住専用地域	高次都市機能誘導区域
第一種中高層住居専用地域	都市機能誘導区域
第二種中高層住居専用地域	土砂災害警戒区域
第一種住居地域	土砂災害特別警戒区域
第二種住居地域	公園・緑地
准住宅地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	



区分	誘導施設の対象	
ア 高次 都市機能	医療	病院(専門医療)
福祉	保健・福祉センター	
商業	大規模商業施設	
教育	高等学校 専修学校 大学	
文化	図書館 博物館・美術館 劇場・ホール	
金融	銀行本店・支店等	
情報・ 交流	コンベンション施設等	
公共	行政施設等	
イ 身近な 都市機能	医療	病院等 鉄軌道駅 周辺型のみ 診療所等
商業	スーパー・ドラッグストア	
金融	銀行支店・ 出張所等	鉄軌道駅 周辺型のみ
教育	中学校 小学校	
公共	行政窓口(出張所等)	
ウ 少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	高齢者 支援	介護保険サービス 提供施設
子育て 支援	教育・保育施設等	34

4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』



区分	誘導施設の対象		
ア 高次 都市機能	医療	病院(専門医療)	
	福祉	保健・福祉センター	
	商業	大規模商業施設	
	教育	高等学校 専修学校 大学	
	文化	図書館 博物館・美術館 劇場・ホール	
	金融	銀行本店・支店	
	情報・ 交流	コンベンション施設等	
	公共	行政施設等	
イ 身近な 都市機能	医療	病院等	鉄軌道駅 周辺型のみ
		診療所等	
	商業	スーパー・ドラッグストア	
	金融	銀行支店・ 出張所等	鉄軌道駅 周辺型のみ
ウ 少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	教育	中学校 小学校	
	公共	行政窓口(出張所等)	
	高齢者 支援	介護保険サービス 提供施設	
子育て 支援	教育・保育施設等		35

4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

【誘導するための方策(主なもの)】

区分	概要
税制特例	<p>《事業者向け支援》</p> <p>①事業用資産の買換え特例（誘導区域の外から中への移転） ②誘導施設と併せて整備される公共施設等の固定資産税等の特例</p> <p>《事業協力者向け支援》</p> <p>誘導施設を整備する再開発事業のため土地等を譲渡した場合の買換え特例</p>
金融支援	<p>《国の外郭団体による金融支援》</p> <p>①民間事業者（特定目的会社）への出資 ②事業の共同施行</p>
補助金	誘導施設の整備費等の一部支援を検討（市独自の取組）
都市計画の建築制限の緩和	誘導施設（建築物）の容積率や用途制限などを緩和

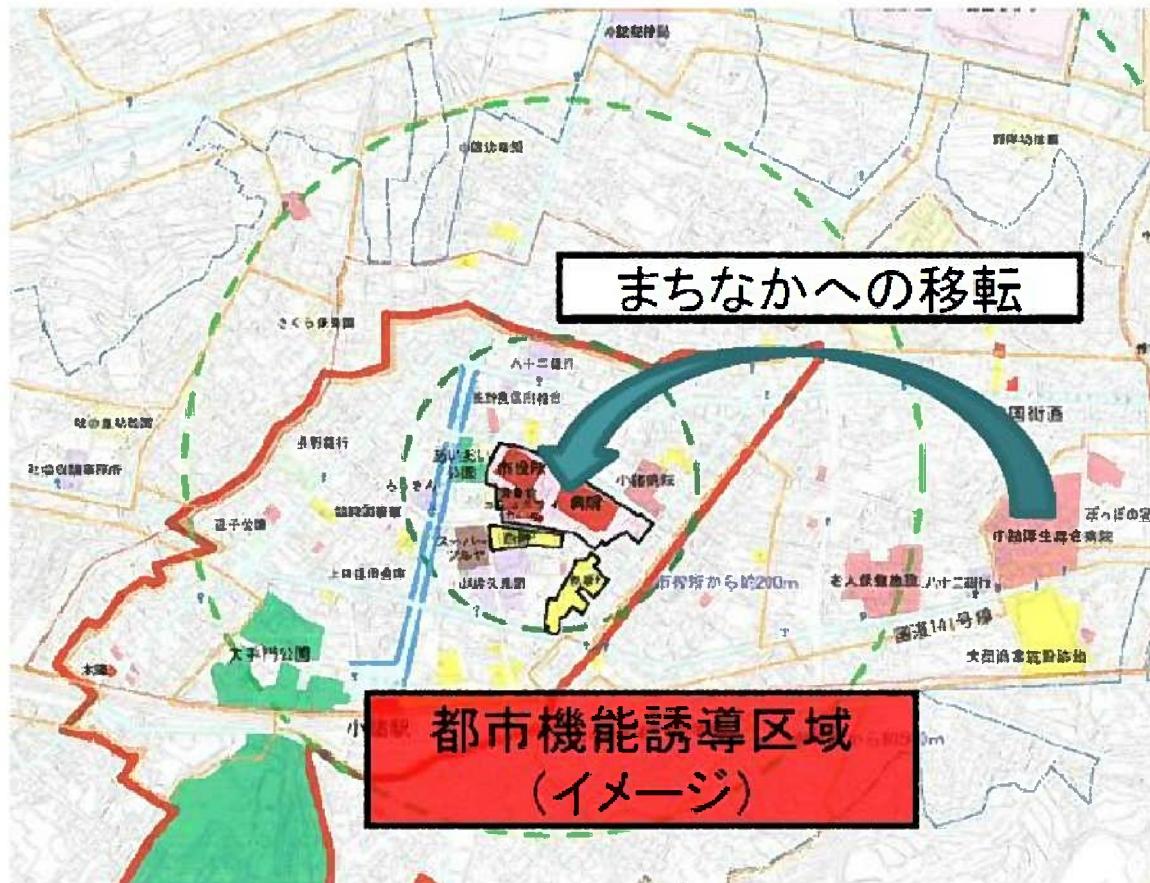
「立地適正化計画」は計画と支援措置が一体となった制度であり、誘導区域の内側での「誘導施設」の整備等に対して、国が創設した「税制・金融・都市計画などの支援措置」が受けられる

4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

【参考】税制特例

事業用資産の買換え特例(誘導区域の外から中への移転)

適用イメージ(医療施設の外→内移転)



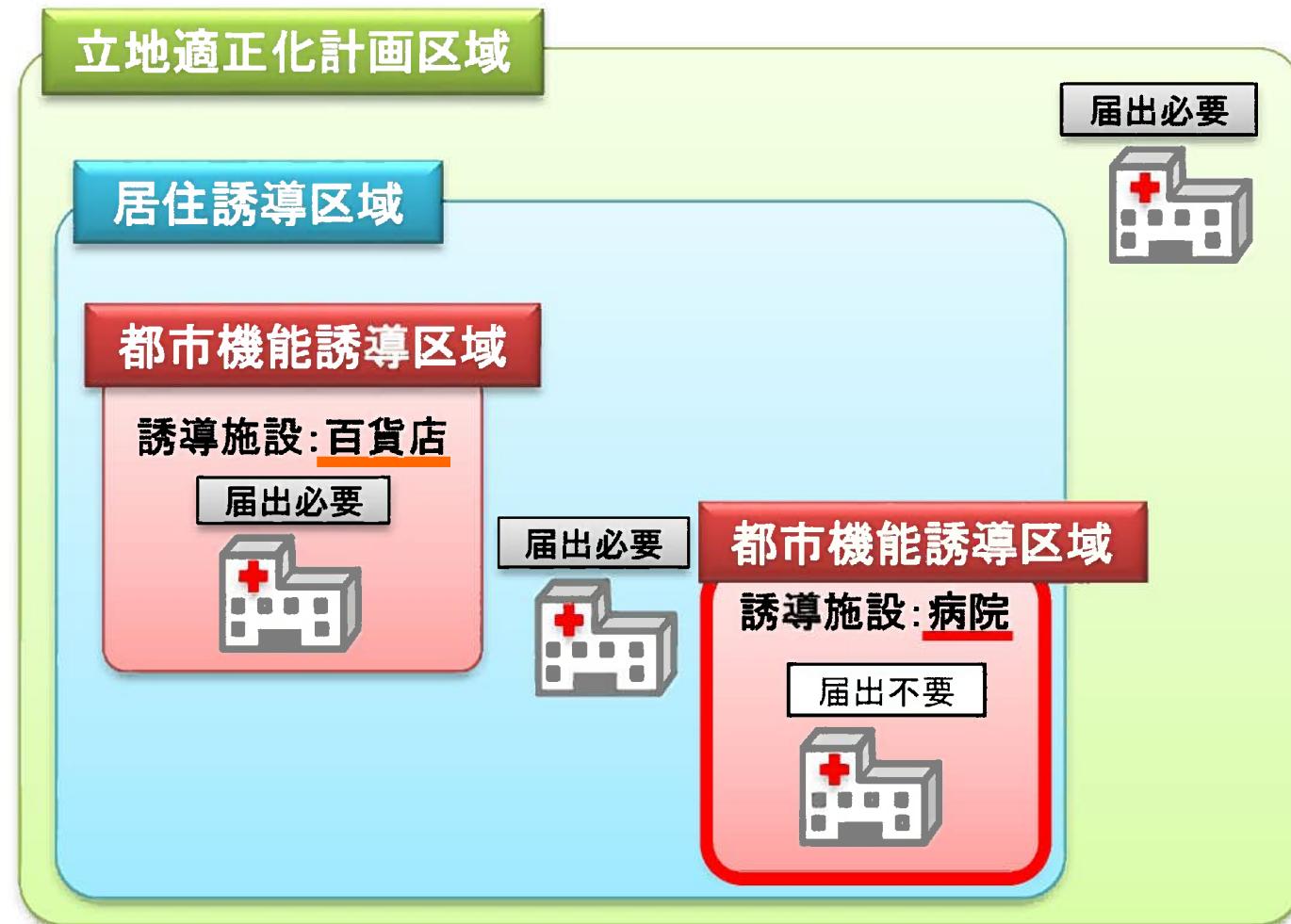
措置内容

個人又は法人が、都市機能誘導区域の外において所有する事業用資産を譲渡し、認定誘導事業者により都市機能誘導区域内において施行される民間誘導施設等整備事業計画に記載された誘導施設に買い換える場合、譲渡資産の譲渡益の80%について課税を繰り延べる(損金算入)。

4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

【都市機能誘導区域外の事前届出】

誘導区域の外側の誘導施設の立地に対しては、施設整備などの動きを把握するための「事前届出」が必要



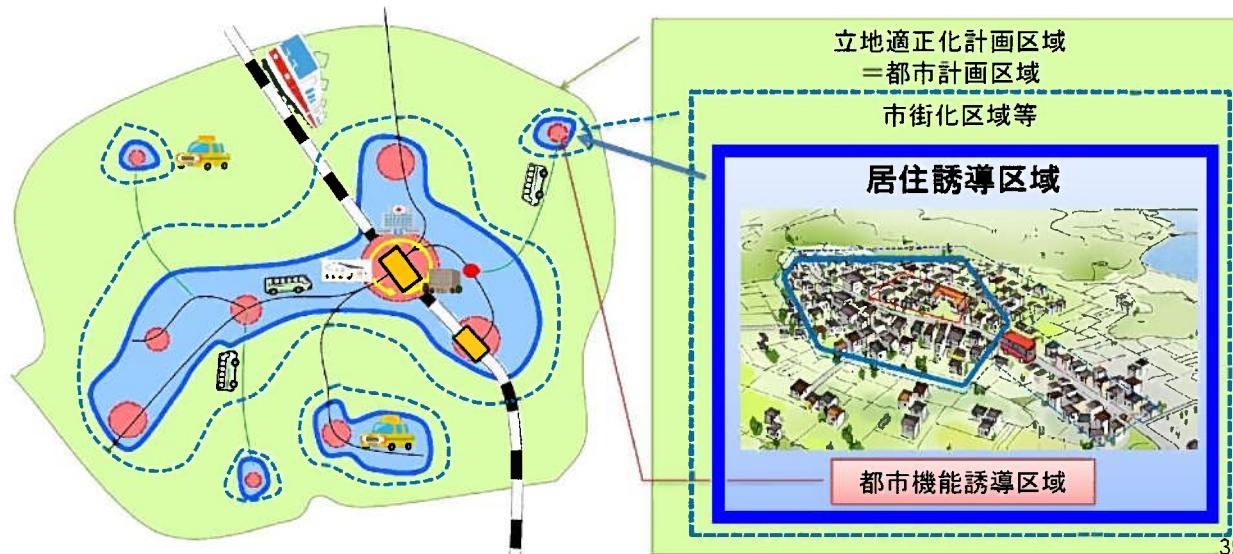
4 ネットワーク型コンパクトシティ実現に向けた『立地適正化計画』

居住誘導に関する事項(H30までに設定)

◆居住誘導区域の設定の考え方

【居住誘導区域とは】

人口減少が進んでも、人口密度を維持することにより、日常生活に必要な機能（施設）や地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導するエリア



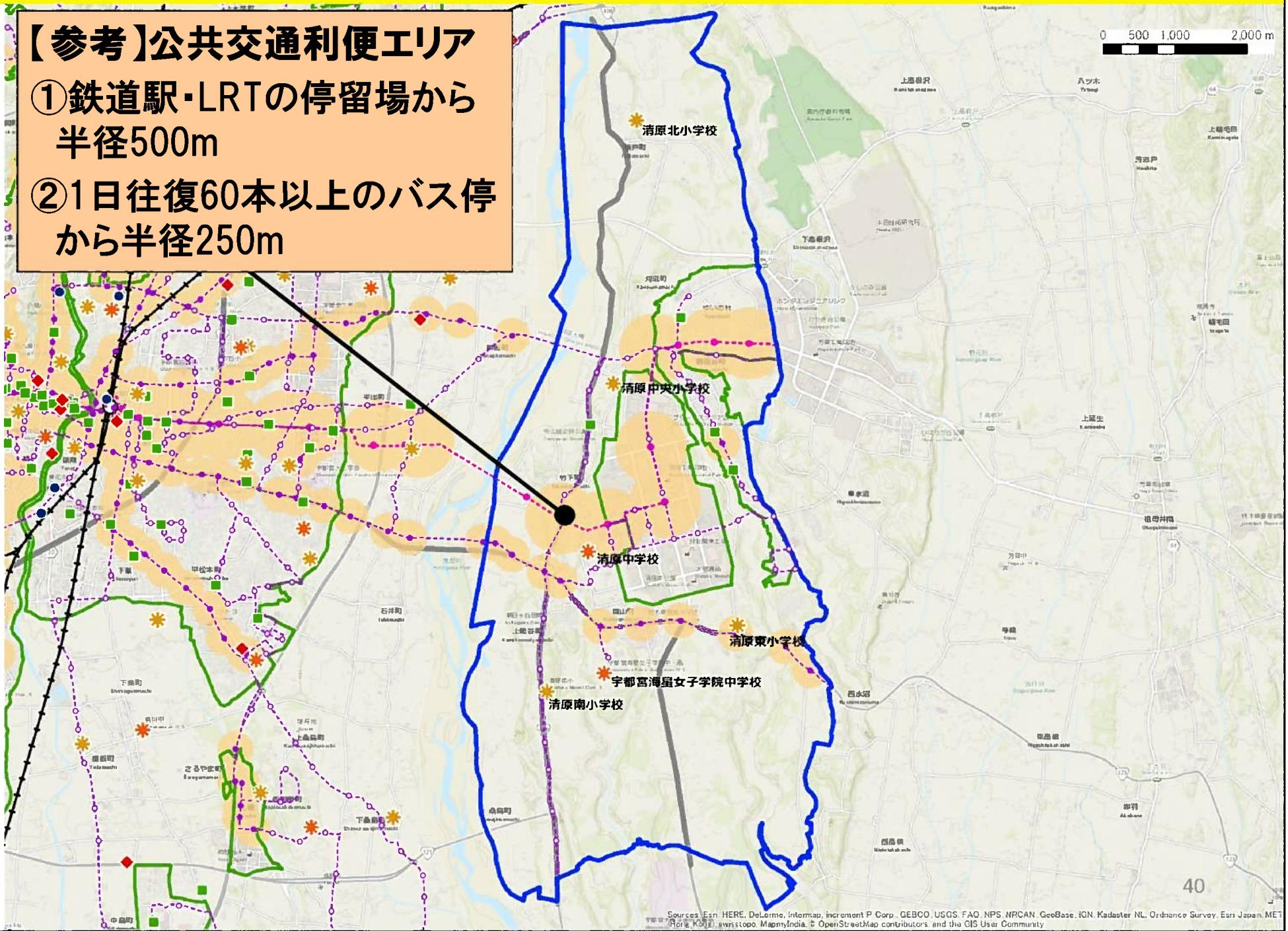
39

- ①都市機能誘導区域(拠点と交通結節点)
- ②軸となる公共交通沿線(公共交通が便利な場所)
- ③一定の都市基盤が整備されている場所などにおいて、
徒歩等で容易に移動できる範囲を基本に設定

居住誘導に関する事項(H30までに設定)

【参考】公共交通利便エリア

- ①鉄道駅・LRTの停留場から半径500m
- ②1日往復60本以上のバス停から半径250m



5 今後の進め方

◆まちづくりへの理解促進

「ネットワーク型コンパクトシティ」形成と、その具体化のための計画づくりの必要性などについて理解促進を図るとともに、市民等の意見を幅広く聴取

- ① 地域別説明会(意見交換会)の実施
- ② 関係団体へのヒアリング
- ③ パブリックコメント など

【参考】形成ビジョン策定における出前講座とワークショップの様子



5 今後の進め方

立地適正化計画(素案)のパブリックコメントを実施中

【内容】

- ・ 計画素案を市のホームページや市の窓口で公表し、広く意見を求め、提出された意見などを考慮した計画の決定や今後の施策の参考とするもの

【実施時期】

- ・ 現在実施中(2月3日(金)まで)

【実施方法】

- ・ 郵送、メール、ファックスなどで意見を提出

5 今後の進め方

説明会と合わせて『出前講座』を実施しています。

日時：ご希望を伺いながら
日程調整させていただきます。

会場：地区市民センター、
地域コミュニティセンター など

対象：自治会、グループなど

～お気軽にご相談ください～

『ネットワーク型コンパクトシティ』の実現に向けた計画づくり
出前講座を実施しています
～お住まいの地域のまちづくりについて一緒に考えましょう！～

市では、将来、人口減少や高齢化が進んでも、公共交通を使いながら、住み慣れた地域で便利に暮らし続けられるまち『ネットワーク型コンパクトシティ』の実現のため、中心部や身近な地域の拠点などに日常生活を支える医療・福祉、商業施設などを集積・充実するための計画づくりを進めています。市では、計画の内容などについて皆様からのご意見を伺うため、お住まいの地域などを対象とした出前講座を実施しています。将来のまちのカタチや生活がどのように変わらのかなどについて説明しますので、是非ご利用ください。

今後、このまま人口減少や少子超高齢化が進んだ場合

身近なところに病院や買い物する場所が無くなったり、車を運転できない人は、電車やバスの運行本数が減り不便になってしまうのでは？

『ネットワーク型コンパクトシティ』を実現すると…

便利な公共交通で結ばれた中心部や地域の拠点に、生活に必要な病院、スーパー、子育て、介護施設などが充実した暮らしやすいまちが持続



出前講座のご案内

日時：ご希望を伺いながら日程を調整させていただきます。
会場：地区市民センター、地域コミュニティセンター など
(お手数ですが、会場は申込団体でご準備ください)
内容：『ネットワーク型コンパクトシティ』の実現に向けた
計画づくり ※地域別説明会（第2回）と同じ内容です
公共交通ネットワークの充実と合わせた、身近な拠点の形成を進めるための方策 など
(「立地適正化計画」、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」について)
対象：自治会、グループなど
～お気軽にご相談ください～

【申込・問い合わせ先】
市街地整備課：632-2588 都市計画課：632-2642

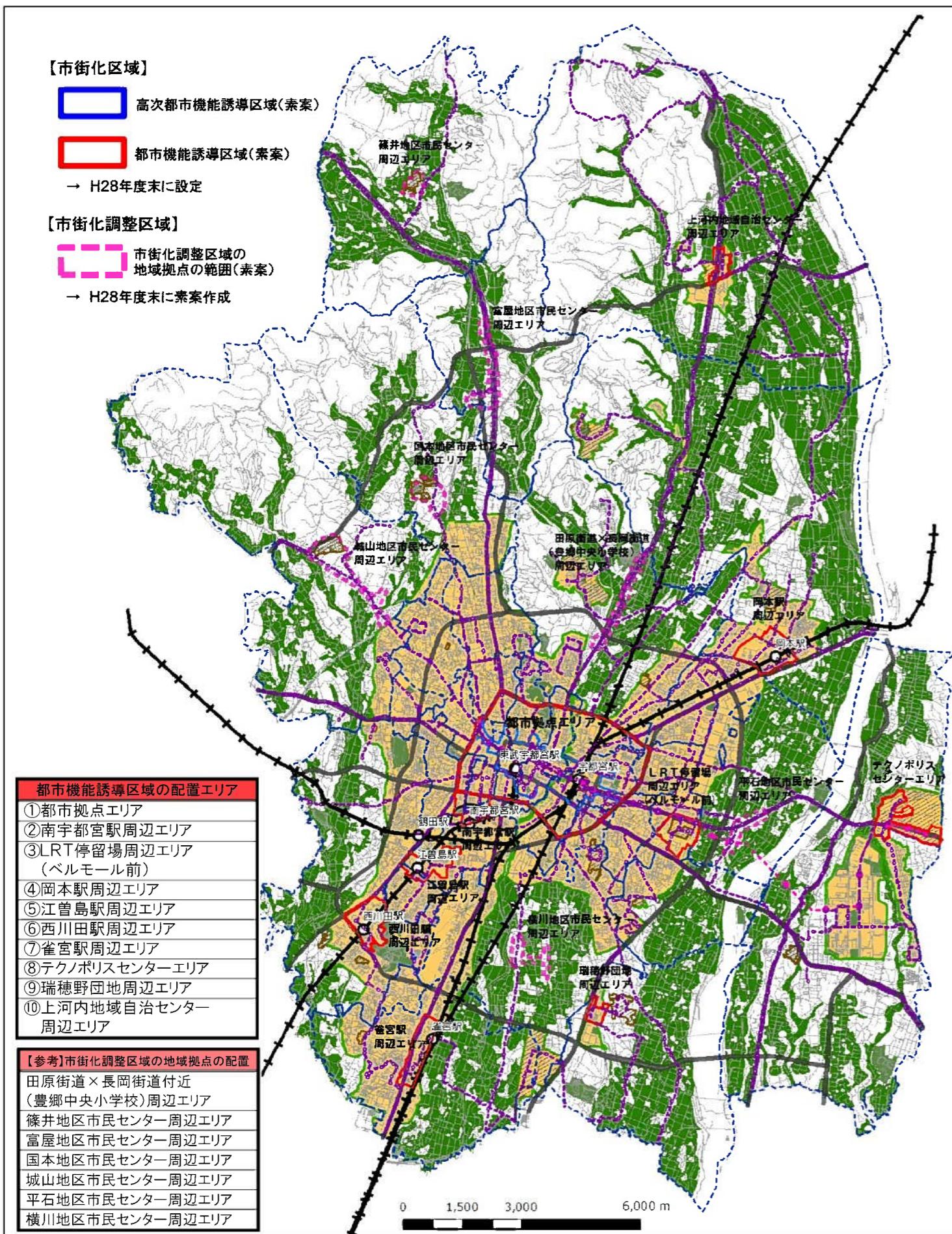
5 今後の進め方

◆全体スケジュール

市民説明会などを通して丁寧な説明を行い理解を得ながら段階的に策定

	市街化区域	(参考)市街化調整区域
平成29年1月	地域別市民説明会 パブリックコメント	地域別市民説明会
平成29年3月	計画策定・公表 (都市機能誘導区域の設定)	「市街化調整区域の整備及び保全の方針」改定素案のとりまとめ
平成29年度	地域別市民説明会 (居住誘導区域の考え方など)	地域別市民説明会 パブリックコメント 方針改定 開発許可基準等の見直し
平成30年度	計画変更・公表 (居住誘導区域の設定)	土地利用実現に向けた基準運用 地域等の取組支援

■都市機能誘導区域(素案)と市街化調整区域の地域拠点の範囲(素案) 配置図

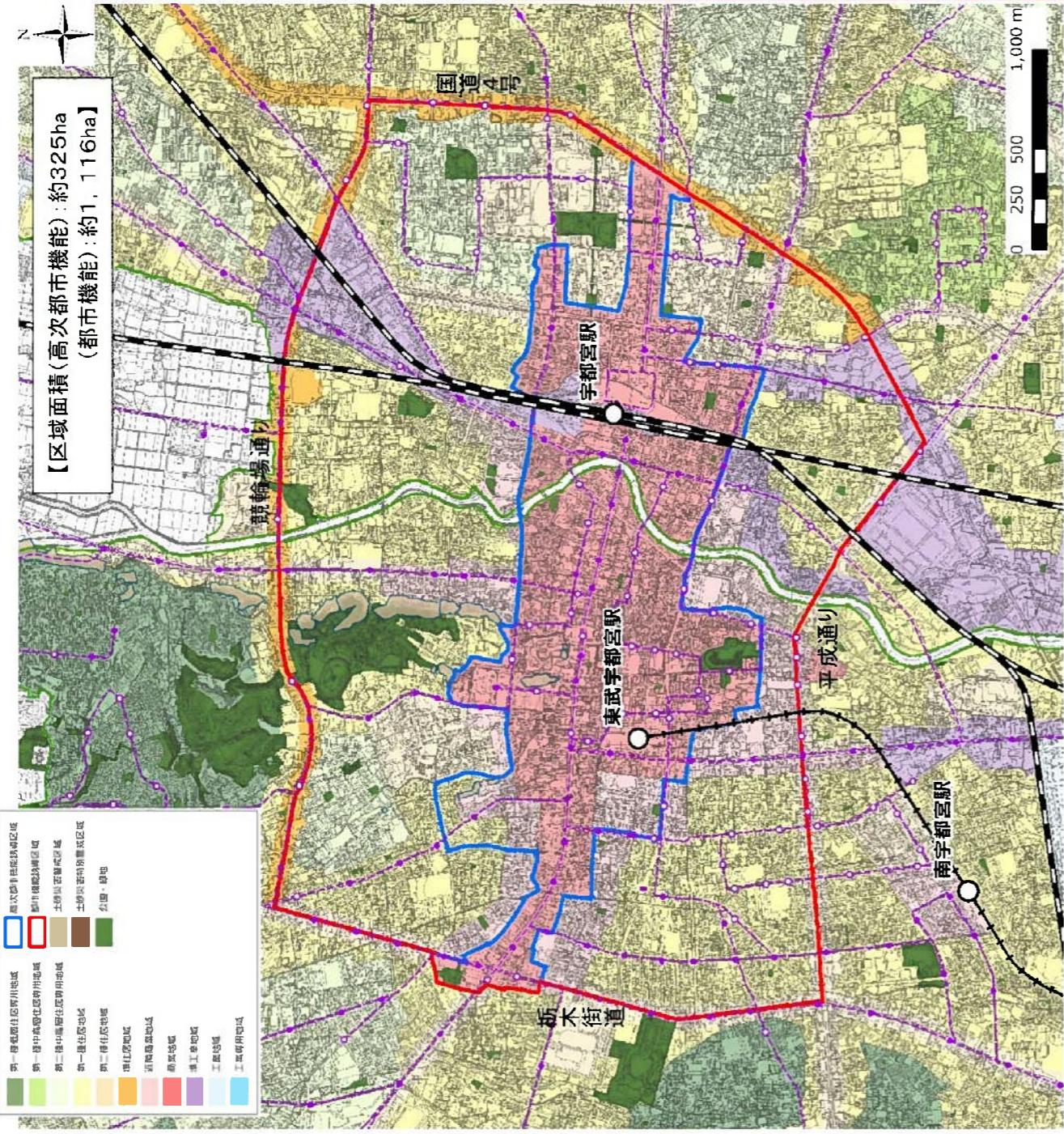


■都市機能の類型と誘導施設の対象(素)

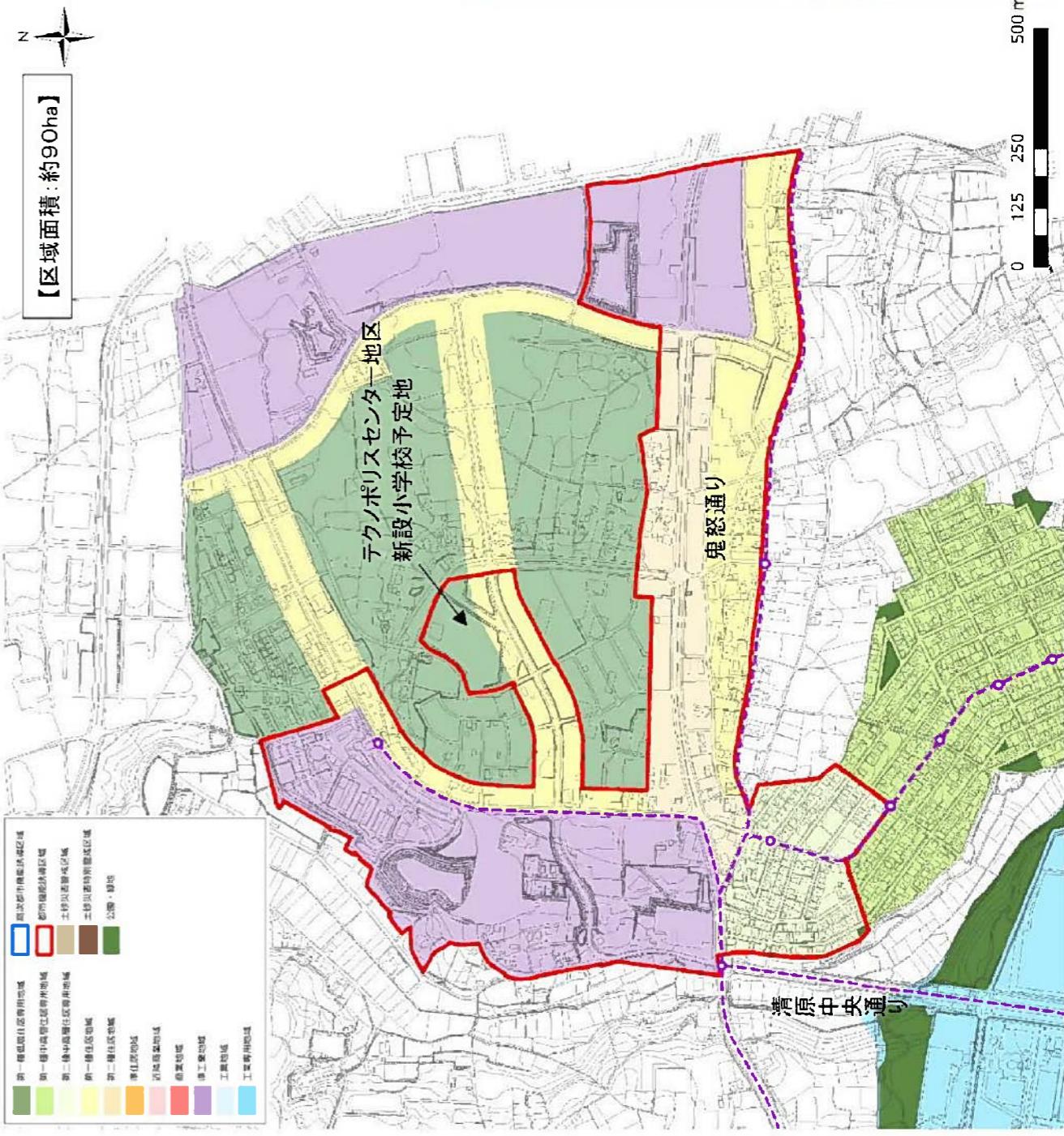
区分	誘導施設の対象		定義(根拠法令等)
ア 高次都市 機能	医療	病院(専門医療)	複数の診療科目を標榜し、高度な専門的診療に対応するとともに、患者の受入等について <u>地域の診療所との連携体制を構築している病院</u>
	福祉	保健・福祉センター	同左
	商業	大規模商業施設	店舗面積 <u>10,000 m²</u> を超える大規模商業施設(百貨店・専門店等)
	教育	高等学校	同左
		専修学校	
		大学	
	文化	図書館	
		博物館・美術館	
		劇場・ホール	
	金融	銀行本店・支店等	
	情報・ 交流	コンベンション施設等	
	公共	行政施設等	国・県・市等の行政施設
イ 身近な 都市機能	医療	病院等	市民が日常的に利用する内科や整形外科を中心とした診療科目を標榜し、入院機能を有する病院又は有床診療所
		鉄軌道駅周辺型のみ	
	診療所等		かかりつけ医として、患者に身近な医療を継続的に提供することができる無床診療所、調剤薬局、訪問看護ステーション
	商業	スーパー・ ドラッグストア	店舗面積 <u>1,000 m²</u> を超える、 <u>10,000 m²</u> 以下のスーパー(生鮮食品を扱うもの)・ドラッグストア
		幹線バス路線等 結節点周辺型	店舗面積 <u>1,000 m²</u> を超える、 <u>3,000 m²</u> 以下のスーパー(生鮮食品を扱うもの)・ドラッグストア
	金融	銀行支店・ 出張所等	同左
	教育	中学校	「宇都宮市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、既存施設を最大限活用
		小学校	
	公共	行政窓口(出張所等)	国・県・市等の出張所
ウ 少子・超高 齢社会に対 応した都市 機能	高齢者 支援	介護保険サービス提供施設	指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた者による当該サービス提供施設 (小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護など)
	子育て 支援	教育・保育施設等	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業に係る施設

■ 都市機能誘導区域(素案)と誘導施設(素案)

【都市拠点エリア】



【テクノポリスセンターエリア】



区分		誘導施設の対象	
ア	高次 都市機能	医療	病院(専門医療)
福祉	保健・福祉センター		
商業	大規模商業施設		
教育	高等学校 専修学校		
文化	図書館 博物館・美術館		
金融	劇場・ホール		
情報・ 交流	銀行本店・支店等 コンベンション施設等		
公共	行政施設等	医療	鉄軌道駅 周辺型のみ
商業	スーパー・ドラッグストア		
金融	銀行支店・ 出張所等	医療	鉄軌道駅 周辺型のみ
教育	中学校		
公共	小学校 行政窓口(出張所等)		
少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	介護保険サービス 提供施設		
ウ	少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	子育て 支援	教育・保育施設等
少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	高齢者 支援	子育て 支援	

区分		誘導施設の対象	
ア	高次 都市機能	医療	病院(専門医療)
福祉	保健・福祉センター		
商業	大規模商業施設		
教育	高等学校 専修学校		
文化	図書館 博物館・美術館		
金融	劇場・ホール		
情報・ 交流	銀行本店・支店等 コンベンション施設等		
公共	行政施設等	医療	鉄軌道駅 周辺型のみ
商業	スーパー・ドラッグストア		
金融	銀行支店・ 出張所等	医療	鉄軌道駅 周辺型のみ
教育	中学校		
公共	小学校 行政窓口(出張所等)		
少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	介護保険サービス 提供施設		
ウ	少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	子育て 支援	教育・保育施設等
少子・超 高齢社会に 対応した都市 機能	高齢者 支援	子育て 支援	